

594
11

594-11



1200501526901

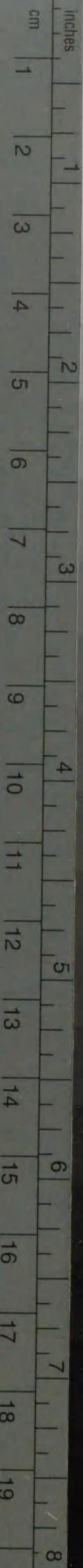
〇 複写

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak


A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



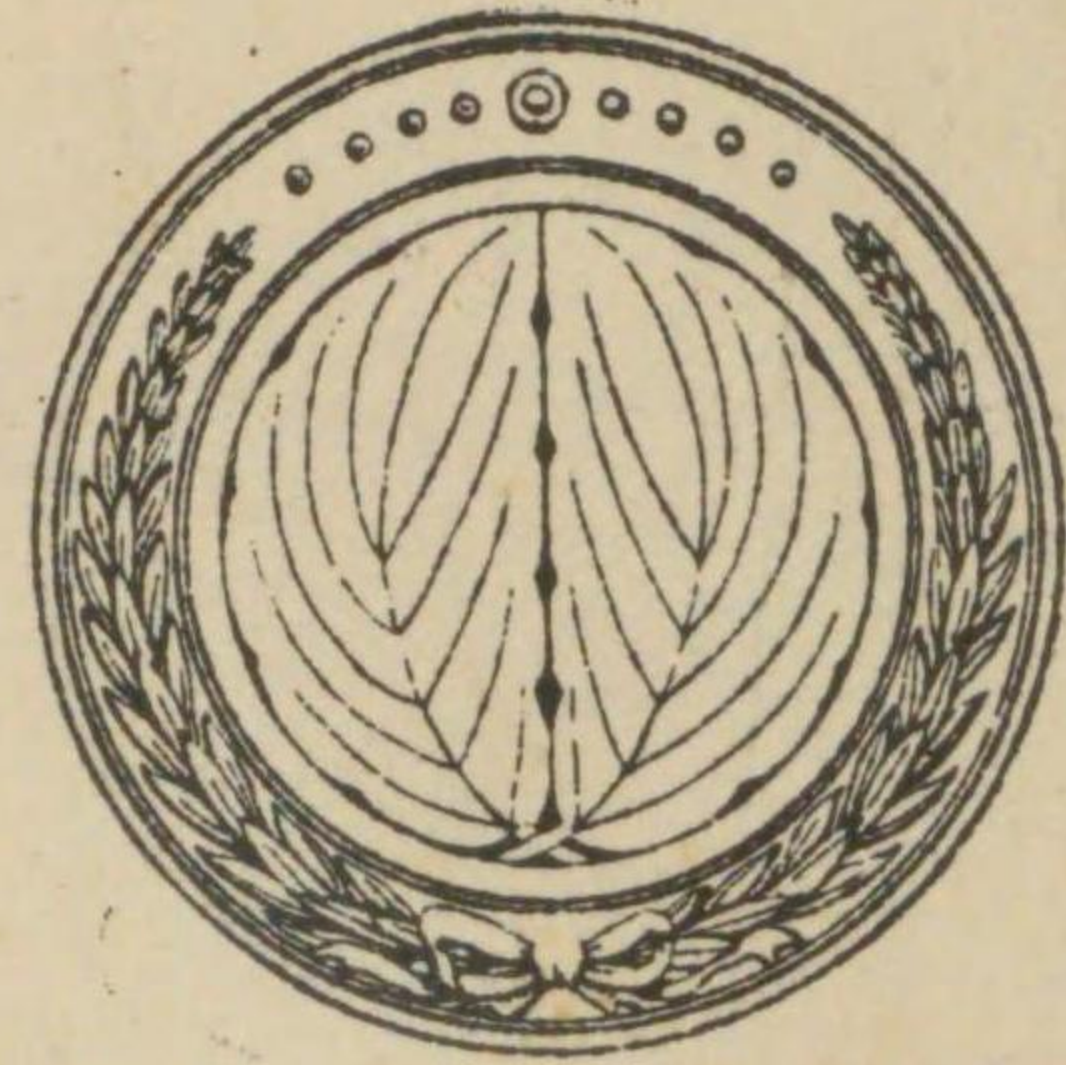
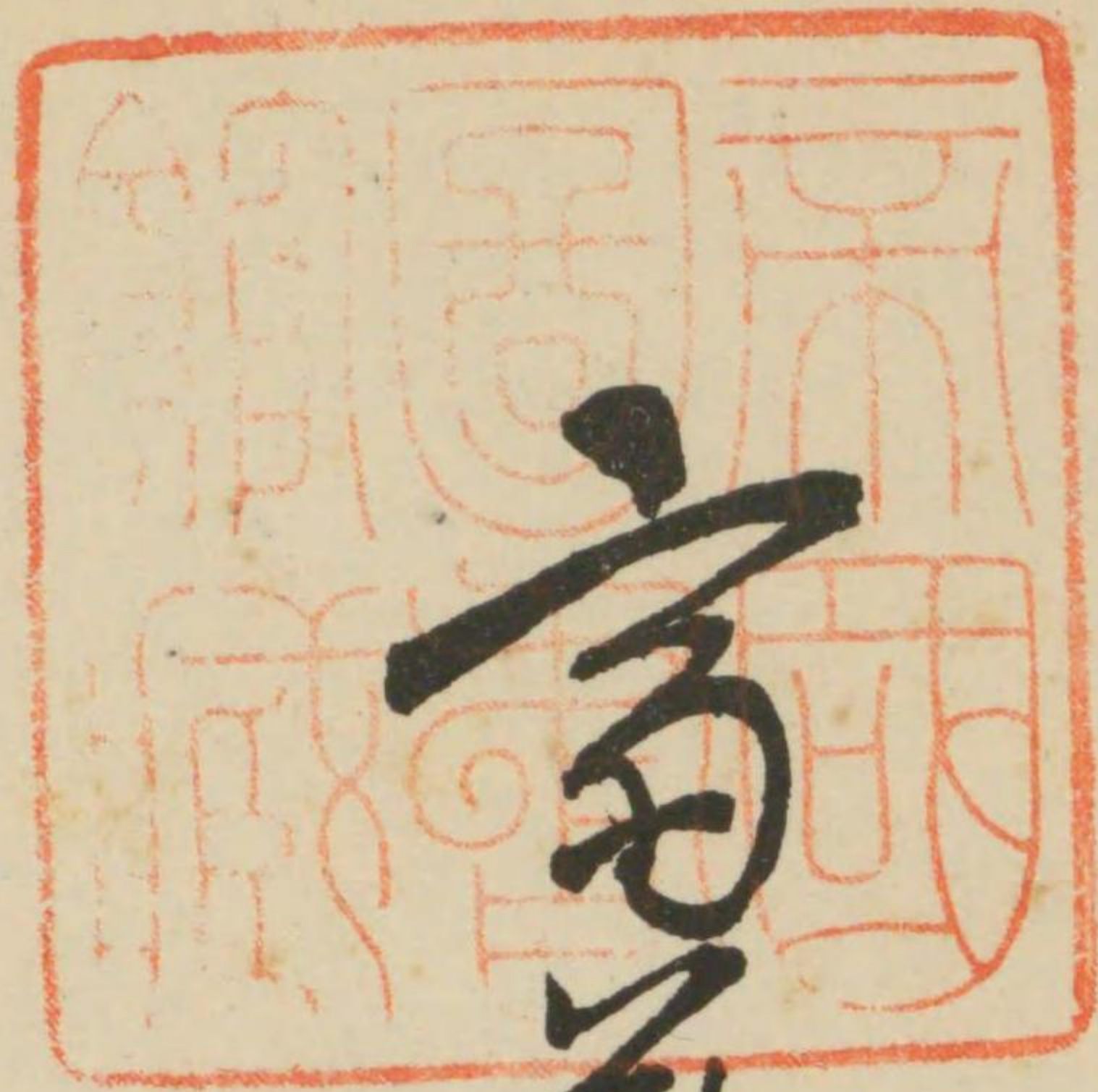
Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak





71X-44



高橋善太郎宛



發行所 寄附本

地



流

後

商

蘇美氏

光



東本願寺前法主大谷光演師筆

594-11

序

人の世に在るや毀譽褒貶必ず相繼いで起り煩に堪へざるものあり。知名の人物に對して殊に然りとす。而して批評なるものは往々にして正鵠を失す。今茲に人あり、遠大の志を抱き孜孜として或事業に従事すと假定し、其の事業が之を常人より見たる時甚愚なるが如きも其の目的を達するを得ば稱讚の的となるが如きことあらんと想像せんに、此の人若し事業の半途にして世を去らば愚者として嘲笑せらるべく、成功を見れば賢者として尊敬を受くべし。謂はゆる賢愚の別の頼むに足らざる實に斯の如し。善右衛門翁夙に殖財の道に通じ、巨萬の富を積みたりといへども、晩年に齋藤報恩會を起さざりしならば、果し

て如何なる批評を受けたるべきか。余は翁の長壽を保ち蓄財の眞の目的を達したるを悦び、翁の名が報恩會の活動に伴ひて益輝くべきことを疑はざるなり。翁の傳成るに當り聊所感を述べて序と爲す。

昭和三年十一月

前東北帝國大學總長 小川正孝 謹誌

序

齋藤善右衛門翁は宮城縣の産出せし近代稀有の富豪にして夙に育英其他の公共事業に竭されしは人の知る所なり。晩年特に巨萬の財を出捐して財團法人齋藤報恩會を創立し、未來永久に東北地方の産業開發、社會の幸福増進、殊に本邦學術に貢獻するの基礎を造られしは、實に掉尾の美舉といふべし。本財團の効果は年を経ると共に顯著となり、必ずや將來平和的に大に國威を發揚するに至るべきは余の信じて疑はざる所なり。

翁が夙に本財團の如きものを設立せんとするの意志ありしは、本財團設立決定後余に手交されし「財産處分法に關する訓示書」及び「家訓道歌」を讀みて始めて知りたる次第なり。故に本財

團設立の舉は全く翁の「財産は神よりの供託物にして私有物に非ず」との根本信念に歸因せる宗教心發露の結果にして、洵に眞善美の實行といふべし。而して翁は子孫をして翁と同様の信念を有せしめ以て倍々本財團を擁護擴張することにより子孫の人格を向上せしめ永久に一家の隆運を保持せしめんとする一舉兩得の効果を本財團によりて舉げしめんと圖りたるものなり。

財團寄附行爲に關しては、余は屢中村、高城、手島氏等と東二番丁の翁の寓に會合したることあり。其節暗き石油燈の下にて恭儉謹直靜肅其物の如き翁の風貌に接し、簡素なる滋養に富める晚餐の饗應を受けしことあり。其度毎に、此人にして此舉あ

る哉と感心したるものなり。又翁は屢拙宅に余を訪問せられ、或時財團創立式辭の原稿を示され、字句の添削を乞はれしことあり。一字一句の添削にも、充分に得心せざれば容易に首肯されず、一先辭去し再考再訪せらるる等、其自信の厚きに敬服せしことあり。而して翁の言や皆至誠に出づるを以て、少しも不快の念起らず、却て翁の徳に感じたり。

翁嘗て、本財團寄附行爲は富豪の財産保全法、國恩報謝法として一舉兩得の最善法なりと信ずるゆゑ、諸雜誌上に本財團の事を掲載し他地方の富豪をして此範に倣はしめたとて、余に其執筆の勞を執ることを勧められしことあり。余應へて曰く、今は未だ其時機に非ず、他日財團の業績の舉ることが自ら宣傳と

なり、他地方に於ても早晚同様の財團の設立を見るに至らんと。翁逝いて六年、本財團の功績漸く顯著ならんとし、他地方にては本財團による東北地方の惠福を羨望せりと聞く。最早宣傳の要を見ざるに至れり。然れども、本財團寄附行爲の影響をして東北地方に局限せしむる所以は畢竟他地方の富豪をして此美舉に倣ひ各地方的に分擔報恩するを冀ふの趣旨なれば、各地富豪も速に此種の事業を企圖し、國家の爲め奉公の誠を竭されんことを祈る。此事にして實現するに至らば、翁の靈更に安きを
得ん乎。

昭和三年十二月

東北帝國大學總長 井上仁吉

【附記】

翁の財産處分法に関する訓示書

祖先傳來の財産と自己の勤勞に依り得たる財産とを問はず、皆悉く、我が所有の如くにして我が所有にあらず。蓋し神は利欲の性を人に授け世界人類の發展幸福を計らしむることと爲したるものなるにより、各自其欲望を達せむとして日夜營々として働くは、其の實世界人類の爲め神に勤勞せしめらるるものに外ならず。故に各自の勤勞に依り得たる財産は取りも直さず天財にして、吾人は只僅かに我分限に應じ衣食住其他必要の生活費を使用し得る外は、一文たりとも濫りに之を使用すべきものに非ず。故に小心翼翼恭儉にして常に家道を勵むものは自ら天財を得て永久に昌榮を得べく、之に反し此天財を自家の私財として濫費し且つ勤勞を怠る時は、忽ち破産の天罰を受くるものとす。世の財産家たるものは、自己の財産を管理するに當り、其財産たるや世界共有のものにして我は單に其一部分に對し特に神より管理を命せられたるものと覺悟し、常に恭儉勤勉神意に違はざる事を努むるを以て人間の最大義務となすべし。然るに世の富豪家の子弟は往々此儼然たる天理の自然に行はれつつあることを辨へず、今日の富を以て永久的のもの如く考へ、神人の怒を顧みず驕奢安逸を事とし種々の誘惑に迷ひ槿花一朝の夢を貪り、遂に悲慘の最後

を見るもの多きは、嘆息せざるを得ざるなり。

我齋藤家今日の富を子孫に貽し歴世之れを維持せむとするは寔に容易の業にあらず。如何なる家憲を制定するも法は死物にして運用は其人に存するものなるにより、獨り此等の死法にのみ依頼して安んずべきにあらず。我齋藤家子孫のため家運長久の計を定むると同時に、神命に依り委託を受けたる我財産の處分法を我生前に天命を奉戴して之を定むるは、最も時宜を得たるものと信ず。依つて左に財産處分法の大要を決定し置くの必要を認むるものなり。

元來富豪家の子弟は動もすれば驕奢に陥り易き弊あるを以て、若し彼等の力を量らず徒らに過大の財産を分つは、彼等を益、奢侈安逸に導き且つ富力の維持に堪へざらしめ、遂に家道を紊り天譴を蒙り破産するに至る。幸に子孫等能く家道を守り、遺産運用の任に堪へたりとするも、理財・悟道・眞境に達せざる時は、財政上の順境却て家運の衰退を來すものなり。之に反し五七年若くは十年間毎に災害を被る時は、其刺戟に依り心氣一新奮勵勤勉以て能く非運を挽回するものなれば、不時の災害は寧ろ一家の幸慶として之を歡迎利用するの覺悟をなし、其時艱に當るの決心なかるべからず。例へば茲に甲乙の兩村あり、甲は屢火難水災を被りたる結果、民風大に改まり勤勉の風一般に行はれ富力隆々として發展しつつあるにも拘らず、乙は之に反し、數十年間無

事平穩に慣れ、風俗奢侈遊惰に流れ富力漸次減退するが如し。一家の隆替も亦此數に洩れず。故に順境にして過分の利得長く繼續する時は、斷然人工的手段を以て或程度まで運用資金を割きて之を公共の用に供し常に家人に刺戟を與へ發奮興起せしむることに努むるを以て家運長久の手段とすべし。

如上の理由により、齋藤家の遺産分配方法は其家の分限に應じ子孫の體面を維持し得る程度の資金と別に平時使用を許さざる貯金の原資金を構成するを以て主旨となすべし。斯くして經營上の煩累を軽減し失敗の虞なからしむることを圖るは即ち家運長久の良法なりと信ず。要するに、上記の方法により生ずる過剰の財産は悉く之を公益事業の基本金に提供し、之を財團法人となし其利子を以て齋藤家の報謝慈善事業とし、而して代々の主人は此財團法人の管理者となり、徳望人格一世に高き顧問、監督者數名を委嘱し永く子孫をして其感化を受けしめ以て徳育の一助となす外は、此事業に對し一切名利の念を斷たしめ、且つ如何なることあるも齋藤家の累を此財團に及ぼさざることを嚴重に規定し、百世の後に至るまで完全に報謝事業の目的を達成することを得ば、實に子々孫々に至るまで齋藤家の幸福此上もなき次第なり。

子孫が勤儉家法を守り財産を濫費せざるに於ては恰も財團法人と異なるなきを以て、殊更に財

團を組成するに及ばざるべしとの説をなすものあるも、一家の私法は如何なる手段方法を以てするも、其人により違背常ならざるものあるを以て、永久に渉る事業の目的を達成せむとせば必ずや財團組成法に依頼するより他に良法あるを認めず。

抑も財産本來の性質よりいふ時は、自由に使用し得る財産も一旦家法に従ひ自制的に浪費する能はざるものと覺悟したる上は、千萬圓の富を有するも殆んど無財産同様に感ずる如き悟道の眞境に入る時は、勤儉も勉めずして行はれ、富を求むる心なくして自然に富むものなり。致富の道も茲に至れば誠に容易の業なれども此心境に達するには修養と實務の經驗とを積みたる後にして始めて得らるべきものにして、世の財産家も此悟道に入りてこそ天命に従ひたる富豪家といふことを得べし。

惟ふに私有財産も家憲により其使用法を制限せらるる時は何等財團と異なるなし。果して然らば財産全部を擧げて公益事業に提供するも敢て愛しむに足らずといふべし。我子孫たるもの篤く此道理を覺り我訓示を服膺して毫も誤解なからむことを望むものなり。

本會設立者故齋藤善右衛門氏は自ら信ずること固くして世の毀譽褒貶を意に介せず批評非難に對しても未だ曾て辯解を爲ししことなく傳記編纂の如きも人の之を勸むるあれば常に黙して答へず病重きに及びて始めて事歴を遺すべき意志を近親者に洩せり乃ち本會は氏の性行の歿後に至るまで誤解せられ事歴の年月と共に堙滅せんことを憂へ傳記の編纂を企て起稿を本會學術研究總務部主事小倉博氏に依囑し茲に其の成功を見たり今之を印刷に附し本會關係者に頒布し以て故人の業績を普く世に傳へんとす

昭和三年八月

財團法人齋藤報恩會

例言

一此の傳記は齋藤報恩會の依頼を受けて編纂したのであるが、齋藤家の事務員押野運作君の「齋藤の祖先」、「齋善翁の事歴」、「齋善翁の人物」と題する稿本に據る所が多い。押野君は齋藤翁の左右にあること四十餘年、翁の半生に就いて最廣い知識を有つてゐる人で、翁は、易簣の少し前、仙臺別邸の病蓐に在つた時、我が傳記を同君に綴らせて見たいといふ意向を側の人に洩されたさうである。押野君は其の頃から稿を起して大正十五年三月脱稿したが、其の時翁は已に故人になつて、此の稿本を翁の一覽に供することのできなかつたのを同君は深く歎いてゐる。

一押野君は其の稿本は他日傳記編纂の事あるとき編纂者の參考に資するため書いたに過ぎないと謙遜してゐるが、事件の委曲を盡し、秩序が整つてゐるばかりでなく、行文熟成、措辭亦概妥當で、編者をして自ら之に倣はしめた所が少くない。但し、編者は翁と親交のあつた木村匡氏、高城畊造氏等の意見に依つて、文體を改め、内容を増減し、尙初稿を翁の一族及關係者に示して其の意見を徴し、更に改訂を施し

た。

一、押野君の稿本の材料になつた齋藤家所藏の書類は一應閲見して稿本の記述の當否を確め、且足らざる所を補つた。書類は悉く事件毎に一括して件名を標記してあるので、調査上多大の便利を得た。中には翁自ら整理しておかれたのも少くないのを見て、今更翁の注意の周密なのに敬服した。

一、翁の傳記編纂のために齋藤家から翁の知人に對して逸話感想等を寄せられることを懇請したが、左の諸氏が需に應じて寄稿されたのは、齋藤家が深く感謝する所である。編纂上にも重要な參考資料になつたが、本文中に一々之を記載することを省略し、茲に芳名を記して齋藤家と共に編者の謝意を表す。(芳名五十音順)

第一高等學校教授	今井彦三郎氏	京	河崎顯了氏
愛知縣光西寺	阪埜良全氏	東京三井家教育顧問	杉谷泰山氏
臺北第二高等女學校長	鈴木讓三郎氏	仙臺叢書刊行會	鈴木省三氏
大阪市安田銀行支店	濱田勇三氏	山形縣大山	藤田空澄氏
大谷派本願寺寺務所	宮谷法含氏		

一、挿入した寫眞のうち齋藤家邸内の分、仙臺別邸及墓は當主善右衛門君の撮影したものである。

一、物故した人に對しては、齋藤翁を翁と呼ぶ外、總て敬稱を用ひない。翁の祖先の人々に對しても同様である。

一、編者は其の主觀を記すことを避け、努めて公平な態度を執つて判斷を讀者に任せ、ことを期した。文辭の無味乾燥であるかも知れないのは、固より編者の詞藻に乏しいのに由るけれども、亦成るべく文飾を避けたためである。

昭和三年八月

編者 小倉博



翁門衛右善藤齋

(歲八十六・年十正大)



齋藤善右衛門翁

(大正十年・六十八歲)

目次

齋藤家系譜……………一

家系……………七

遠祖 初代善九郎 二代善兵衛 三代善次兵衛 四代善次右衛門 五代周右衛門
六代善右衛門 七代善次右衛門 八代善次右衛門……………二九

年譜……………三七

經歷……………四〇

修養時代……………四〇

幼年時代 厄難 家祿奉還 村長戸長時代 關西遊説 訴訟事件 後見引退……………四六

營利時代……………五二

關西再遊 質屋業廢止 酒造業廢止 山口店買收 政治運動 福島事件 石塚事件
大谷派本願寺財政整理 箱清水前山國有林下戻 投資の手腕 齋藤株式會社設立……………五九

奉仕時代……………九一

教育事業 宗教事業 財團法人齋藤報恩會創立 仙臺信託株式會社創立 病歿

人格 性行……………一三三

風采 健康 舉止 生活 趣味嗜好 性格 殖財の動機 財産の處分

遺稿……………一三九

日本酒釀造法改良並海外輸出論……………一三九

同實行案……………一四三

地所管理心得書……………一四五

育英貸費事業開始趣旨……………一八〇

賞與ニ關スル家訓……………一八七

財團法人齋藤報恩會創立ノ際ニ於ケル演說……………一九一

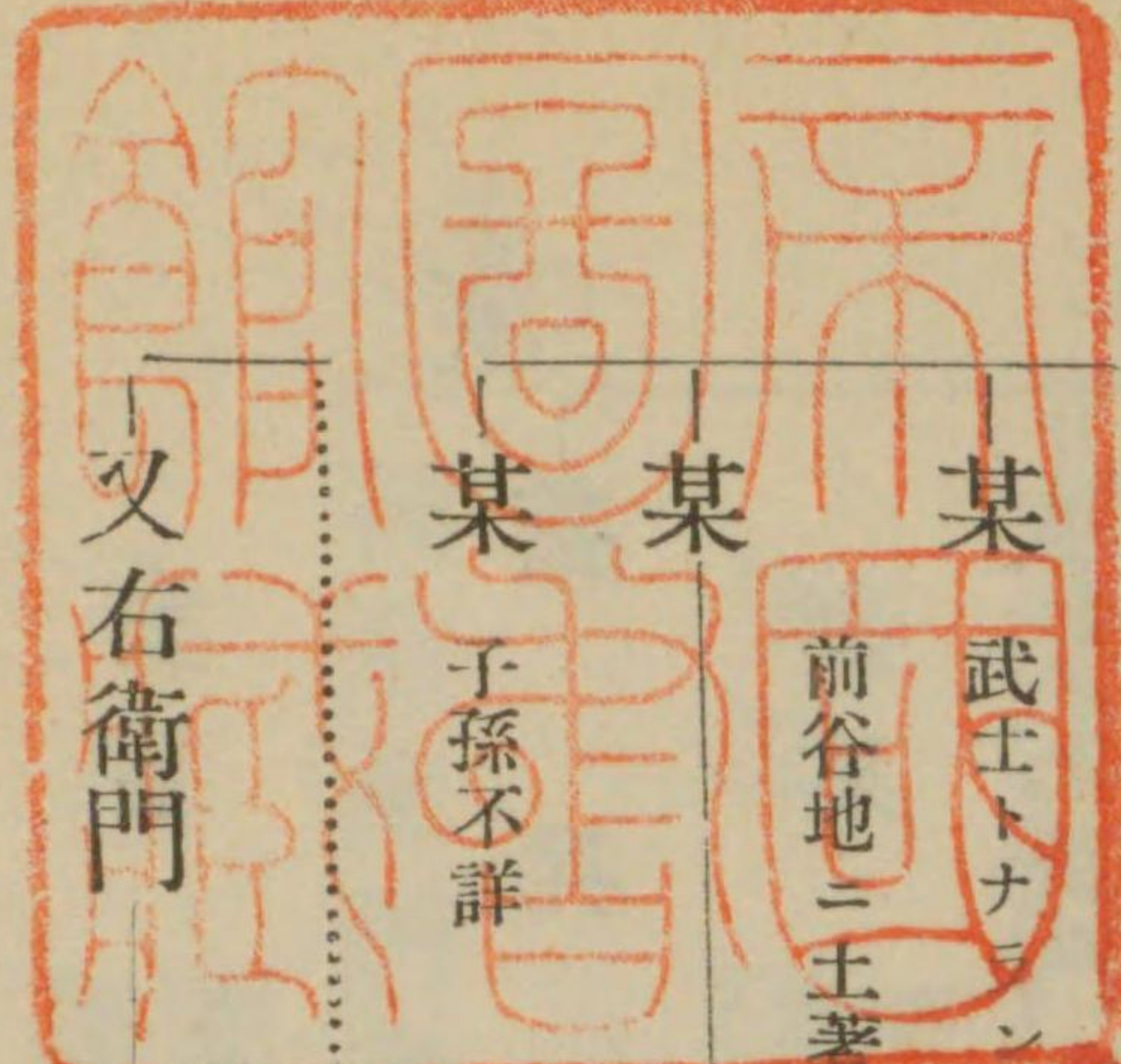
無一庵道歌集……………一九九

齋藤家系譜

齋藤家系譜

齋藤壹岐

葛西氏ノ臣、天正十八年葛西晴信登米郡
寺池城ヲ没落ノ時前谷地ニ來リ住ム



某

武士トナリト志シ家ヲ出テ遠田郡地方ニ放浪ス

某

前谷地ニ土著シテ農トナル

某

子孫不詳

又右衛門

壹岐六代ノ裔、前谷地村中埜ニ住ミ鹿又氏ノ臣僕トナル
正德三年十月六日歿、年八十餘、法名 即是了心禪定門

妻 某

正德四年正月二日歿、年八十餘
法名 即德妙上禪定尼

市郎左衛門善定

中埜齋藤家ノ祖、正德四年三月十六日歿
年五十九、法名 清光桃憐居士

○初代
一 某 勘右衛門 中塚ノ家ヲ繼グ
一 閑之進 西谷地ニ一家ヲ立ツ

○善九郎

黒澤齋藤家ノ祖、五郎右衛門ト改ム、初鹿又氏ノ臣僕、沖埜一本杉屋敷ニ住ミ後黒澤ニ移ル、享保九年十月二十六日歿、法名 觀應又可禪定門

妻 某 元祿十五年六月十六日歿
法名 林月妙賢禪定尼

○二代
善兵衛

酒造業ヲ創ム

元文三年七月十七日歿、法名 成願善誓信士

妻 某 登米郡赤生津村戸木浪ノ久兵衛ノ女
明和四年閏九月八日歿、年七十八、法名 光室妙智信女

太惣右衛門

後ノ屋敷ニ分家ス

女 某 牡鹿郡女川ノ久兵衛ニ嫁ス

女 某 前谷地村松ヶ窪ノ日野三郎左衛門ニ嫁ス

○三代
善次兵衛

寛政二年六月五日歿、年八十二
法名 賢常樂翁善信士

妻 某 前谷地村山崎ノ五郎作ノ女
天明八年五月八日歿、年七十九、法名 博識妙覺信女

女 某 遠田郡涌谷ノ利右衛門ニ嫁ス

女 某 前谷地村河原ノ平三郎ニ嫁ス

○四代
善次右衛門利則

元文三年六月十四日生、幼名 養之助、深谷郷大肝入
文化十四年三月二十五日歿、年八十、法名 春暉軒道詠居士

妻 某 前谷地村窪沼ノ五次右衛門ノ女
文化三年二月三十日歿、年六十八、法名 養壽妙春清信尼

○五代
周右衛門道則

寶曆十三年生、天保四年十一月十五日歿
年七十一、法名 義徳軒清嚴居士

妻 某 前谷地村松ヶ窪ノ日野彌市右衛門ノ四女
弘化四年八月十九日歿、年八十一、法名 善遊院有徳妙清大姉

ゑつ 桃生郡北村青木澤ノ門間忠右衛門ニ配シ澤ノ前屋敷ニ分家ス

○六代
善右衛門有則

天明三年正月十四日生、幼名 松太郎、永代大肝入格、郷士格
文久三年九月十五日歿、年八十一、法名 純徳院施仁行義大賢居士

○七代

妻某 前谷地村小友岩淵治右衛門ノ長女
天保八年三月四日歿、年五十三、法名梅花院妙艶離清大姉

後妻某 志田郡松山ノ醫三賀山恕安ノ女
萬延元年三月三十日歿、年六十三、法名諦操院實相了識大姉

女某 和淵ノ武山傳之助ニ嫁ス

女某 石卷ノ野村屋吉兵衛ニ嫁ス

○七代 善次右衛門教則

妻某 志田郡松山佐藤五郎兵衛ノ四女
弘化三年正月三十日歿、年四十一、法名弘壽院玉露善清大姉

松助 志田郡古川佐々木永助ノ養子トナリ庄太夫ト改ム

儀助 仙臺國分町菅原甚左衛門ノ養子トナル

女某 前谷地村河原ノ醫小野寺道珉ニ嫁ス

女某 石卷ノ佐藤勝之助ニ嫁ス

泰藏 和淵ノ武山九吉ノ養子トナル

○八代 善次右衛門有房

文政十年八月生、幼名養之助、慶應四年五月二日白河口ニ戰歿
年四十二、法名顯中院白殘清風居士

妻とくゑ 仙臺藩士安積覺治ノ長女、實ハ同藩士菅野菅之助ノ妹
明治八年七月三十一日歿、年四十五、法名圓明院慈德蓮心大姉

廉吾 幼名源之助、仙臺藩士飯田喜一郎ノ養子トナリ後家ニ歸リ齋藤廉吾ト改名後見ス
明治十二年桃生郡濱市ニ一家ヲ立ツ

むめ 高橋民治ニ嫁シ後桃生郡寺崎村渥美豊次郎ニ嫁ス

すゑ 仙臺藩士白幡嘉膳ニ嫁ス

さた 前谷地村河原ノ醫小野寺道民ニ嫁ス

りつ 嘉永四年正月歿、年九

ちとせ 仙臺藩士庵原三郎右衛門ニ嫁ス

とみる 仙臺藩士小原安五郎ニ嫁ス

やす 石卷ノ醫遠藤隆安ニ嫁ス

○九代 善右衛門有成

妻いよ 仙臺藩士練生川清定ノ三女、明治元年十一月四日生
安政元年閏七月二十八日生、幼名養之助、勳三等

數馬 大正十四年七月二十五日仙臺ニテ歿、法名弘濟院釋清樂
明治十四年六月歿、年二十二

直衛

前谷地村赤羽根ニ分家シ支店ノ屋號黒澤ヲ氏トス
大正十三年七月歿、年六十四

十代

善右衛門有道

明治二十年三月十五日生、幼名養次郎
大正十四年七月父ノ名ヲ襲グ

妻 やす子

三重縣杉谷泰山ノ長女、明治二十七年六月十八日生

文次郎

大正二年八月四日歿、年二十四

なつ

志田郡志田村佐々木圭助ニ配シ元屋敷ニ分家ス

小三郎

大正十四年九月十三日歿、年三十

きく

埼玉縣下忍村指田貫一ニ配ス

ゆき

大正十年十二月二十日歿、年二十二
明治三十八年十一月生

家系

家系

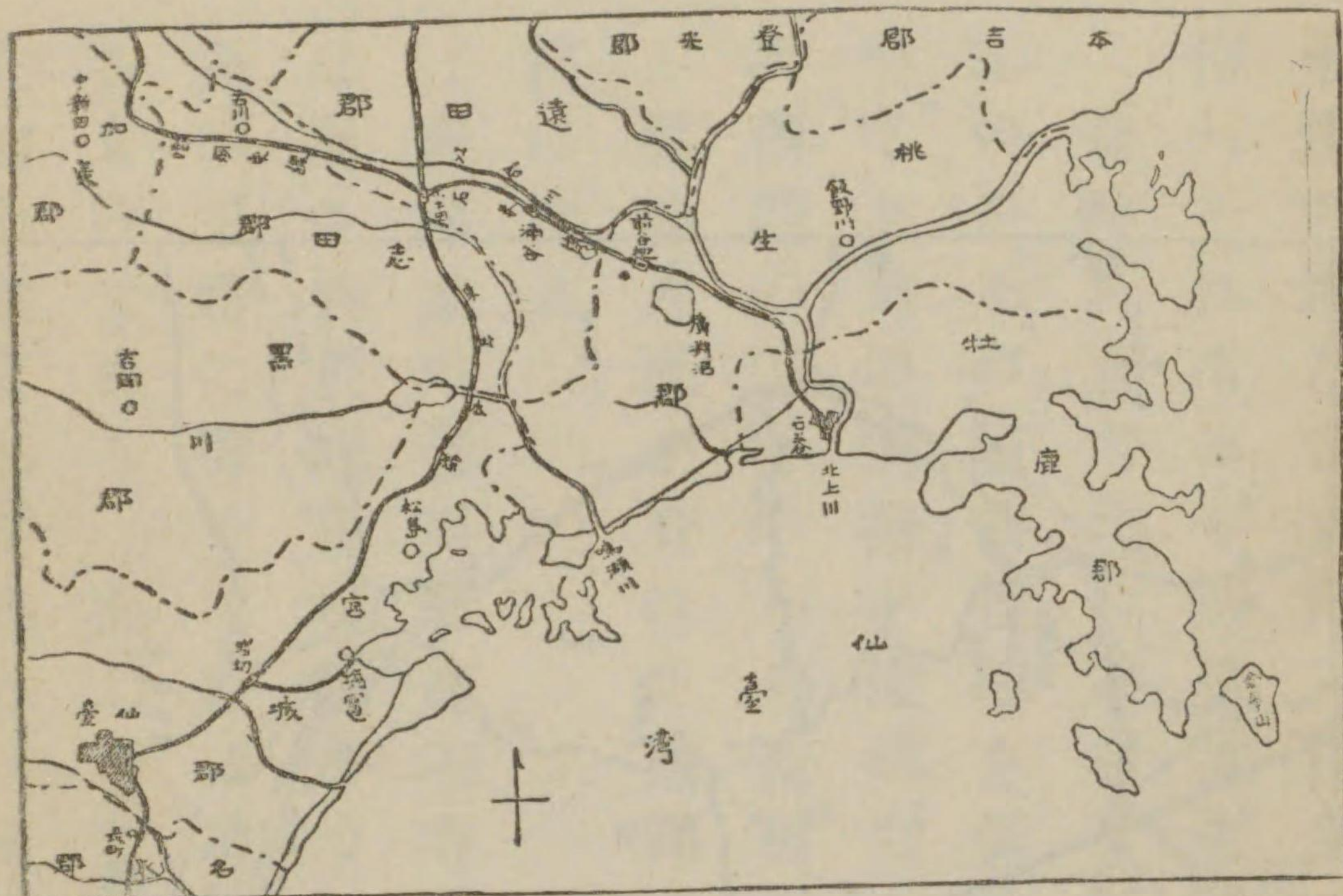
遠祖

此の傳記の主題である齋藤善右衛門翁を以て、唯一代で巨萬の富を造り上げた謂はゆる俄分限者であるとするる人が世に少くないが、それは誤解である。無論齋藤家の財産は翁の努力によつて非常に膨大したけれども、その素地は既に數代以前に築かれ、歴代の祖先の培つた傳統が翁の代に至つて著しく顯れたのが事實である。それで翁の經歷を公正に叙述しようとするれば、先づその家系を辿つて祖先の事跡の概略を一瞥する必要がある。(系譜参照)

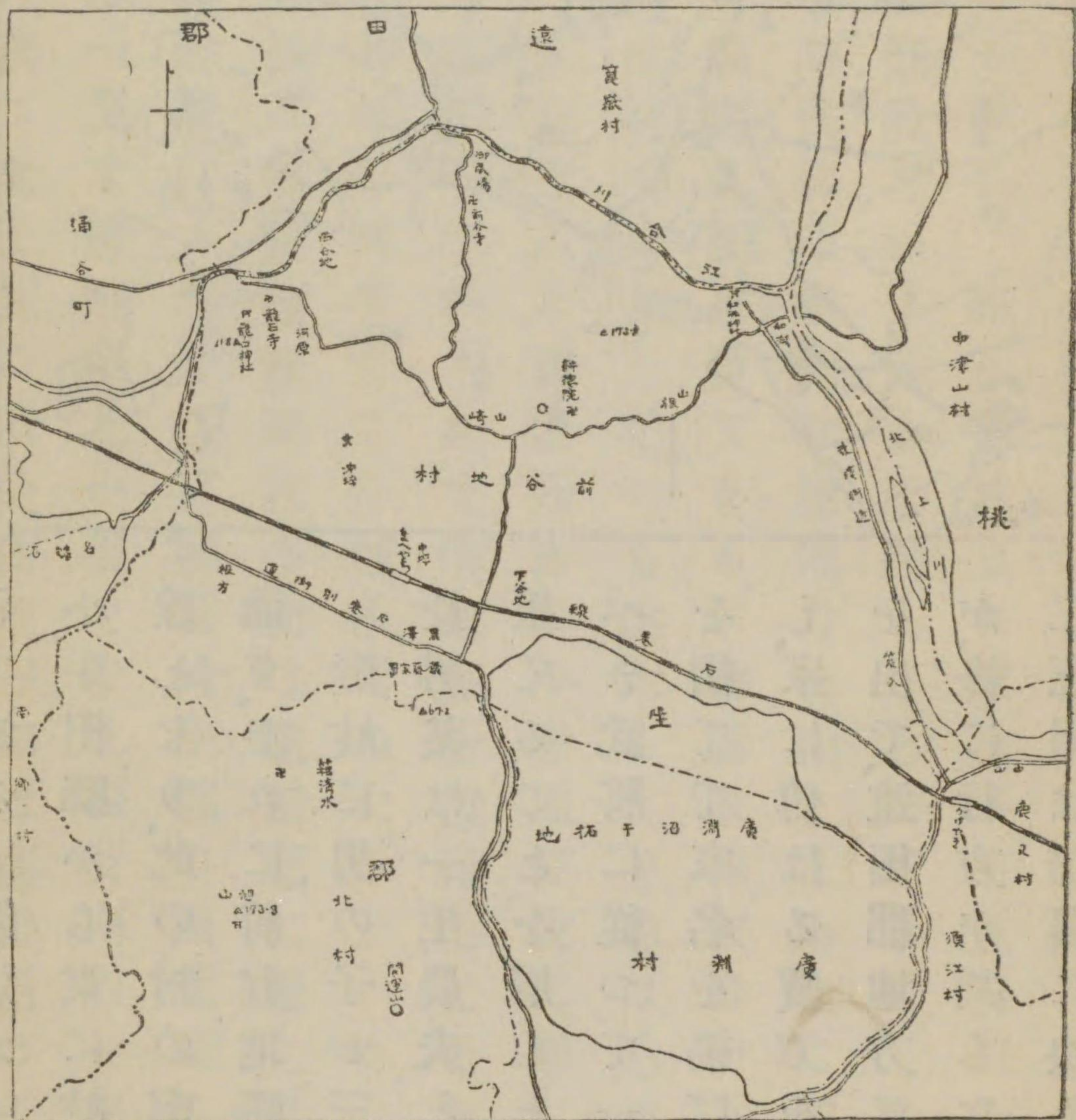
※ ※ ※

齋藤家の系統に就いて、古い時代のことは記録の徴すべきものが無い。唯、口碑によれば、今から三百五十年ほど前の齋藤壹岐といふ人まで遡ることが出来る。此の人は、鎌倉幕府時代以來奥州牡鹿地方を領して東北に威勢を張つてゐた葛西氏の家臣である。齋藤家の紋章が今に違柏であるのは、葛西氏の三柏から出たことを思はしめる。葛西晴信が天正十八年豊臣秀吉の小田原征伐に参じなかつたために所領を没収されて、寺池城を没落したとき、壹岐は遁れて前谷地に來て、ここに住んでゐた。

前谷地は、仙臺藩政時代の初は遠田郡に屬し、延寶の後桃生郡深谷郷に入り、今は宮城縣桃生郡の西北端に位する村で、東西一里十餘町、南北一里、その北、西及南の一部は丘陵に圍まれ、東は北上川に沿ひ、南の一部は廣淵沼の干拓地に接



してゐる。鐵道が東北本線の小牛田驛から東に岐れて石巻線となり、此の村の南界近くを通り、それに前谷地驛がある。壹岐に男の子が三人あつた。長男某は一生農夫として朽ち果てることを屑しとせず、然るべき武將に従つて一廉の武功を樹てて家名を揚げようと志し、家に傳はる寶刀を携へて家を出で、遠田郡地方に放浪したが、終に行方が判らなくなつた。二三男は歸農に決し、前谷地を



又右衛門

永住の地と定めた。以上が齋藤家の古い祖先に就いて言傳へられてゐる所の大要である。

壹岐から六代の末裔で正徳三年に歿した又右衛門といふのが、その頃前谷地を領した仙臺藩士鹿又氏の臣僕となつて土地の開拓を援けたことが、古文書で推察される。又右衛門の二子のうち、長男市郎左衛門は中坪齋藤家の祖で二男善九郎が分れて黒澤齋藤家即ち善右衛門翁の家の初代になる。

市郎左衛門

齋藤家の菩提所龍石寺の境内にある市郎左衛門の墓碑は高さ六尺幅二尺餘あつて、當時の此の地方一般の墓碑に比べて特に秀でてゐるのは、その家が富み榮えたことを語るものである。而してこれに刻んである歎頌文には、その人物を激賞してある。それによれば、市郎左衛門は諱を善

定といひ、父母に至孝で、神佛の信仰が甚厚かつた。正徳三年、四年と打續いて八十餘歳の父母に死なれて悲歎限なく、四年三月十日から病に罹つたが、醫藥の驗がなかつたので、十六日沐浴して鬢髪を清め、死出の装束を身に莊り、父母の靈位に暇を告げ、兒孫眷族を集めて遺言し、各の進める茶を受け、佛名を唱へながら端坐合掌し、微笑を含んで眠るが如く正念往生を遂げたといふ篤實な人である。

市郎左衛門に二子あつて、長男は名が不明だが、その子の勘右衛門が中坪の家を嗣ぎ、二男閑之進は西谷地に一家を立てた。

初代 善九郎

初代善九郎

善九郎は市郎左衛門の弟で、後に名を五郎右衛門と改め

一本杉屋敷

黒澤移住

る。四代善次右衛門の墓碑に、此の人を曾祖善九郎爲鹿又氏之臣僕、後爲本郡深谷之郷前谷地村農」と記してあるが、經歷の詳しいことは判らない。唯夙く兄と分れて沖坪一本杉屋敷に住居を構へ、獨立の一家を立てて相當の田畑を有ち、兄と相並んで村中に重きをなした人のやうである。而して晩年に一本杉を去つて黒澤に移往した。善九郎は農事の暇に黒澤山に薪を採りに行くことが往々あつたが、その折には毎も麓の日當りのよい所に休息する。そこは背に鬱蒼たる森林を負ひ、前は潺湲たる清流に臨み、西北の風を遮つて正面に日光を受け、地形地相の頗佳い所なので、遂にここに居を移すことになつたのだと云はれてゐる。

黒澤の齋藤家はかういふ事から起り、善九郎を初代とする。一本杉の舊宅の建物は沖坪の阿部氏の先祖が譲受けて

居宅にしてゐたが、明治二十五年同氏が改築のために之を取毀した際、善右衛門翁は棟材數本を譲受け、四十三年開運山に無一庵を造營した時この舊材を削磨いて庵の床柱床縁に用ひ、祖先を偲ぶ唯一の記念物とした。

二代 善兵衛

二代善兵衛
酒造創業
四代の墓碑に「祖某能務田事、増所受田若干、又爲釀戶、家差富」とある人で、家業に勉勵し、財産を増殖した。齋藤家世襲の職業となつた酒造もこの人の創始する所である。又古い記録に、享保十年居宅を建築したともある。

三代 善次兵衛

三代善次兵衛
四代の墓碑に「父善次兵衛繼箕裘、家頗富、能理家事、能關

親戚郷黨」とあるのがこの善次兵衛で、家の富が頗増したばかりでなく、救濟賑恤の美德を積み、八十二の長壽を保つた人であつた。此の人の晩年天明四年に三斗入四十俵を蒔き九千刈ほどの手作をしてゐたことが記録に見えてゐる。即ち十町歩餘の自作農であつた。

四代 善次右衛門

四代善次右衛門
大肝入格
諱は利則、幼名を養之助といふ。幼時から謹篤で能く人の和を得、長じて事を務めるに曾て懈つたことが無いので、家は益々富んだ。寛政八年深谷の假大肝入になり、翌年大肝入本役になる。職務に精勵し郡邑納税の期を愆つたことなく、又郡務を執るのに繁を剗ち簡に就き、民財を節約し貧困の者を賑濟したために洽く民心を得た。その功勞が

官に認められて、文化元年及二年に木綿羽織地二反づつを賞賜される。七年以後官で米穀を郡村から買上げて江戸に輸糶する際にも之に與つて功が有つたので、又賞與があつた。善次右衛門は劇職に居ても事務の滞りが曾てなく、文書も必ず自ら筆を執り、下僚の手を藉りたことのないほど勤勉で、且敏腕であつた。在職十六年文化八年老年の理由で退職する。それを聞いた吏民が留任を官に請うたけれども、免職の命が出て了つた後なので效が無かつた。文化十四年三月微恙に罹り、痛苦を覺えずして歿した。墓誌銘に、「服勤弗懈、家道肇基、修身弗倦、福壽無疑」とある。黒澤齋藤家はこの人によつて頓に富を増し一郷の人望を収めたのである。

五代 周右衛門

五代 周右衛門

善次右衛門の長男で諱を道則といふ。その事跡は詳でないが、思ふに、四代の墓碑に「周右衛門能處理事家事」とあるごとく、専ら堅實で温厚な人であつたらしい。加之、その前半生には父が活動し、晩年には子の善右衛門が手腕を振つたので、この人の活動の餘地なく、従つて業績の著しいものがあり得なかつたのであらう。

六代 善右衛門

周右衛門の長男で、幼名を松太郎、諱を有則といふ。性格は祖父善次右衛門に酷似し、奉公の熱心と旺盛な功名心とは之に超えてゐた。それに齋藤家に傳はる理財貨殖の材幹が著しく顯れたから、家は益々富み榮えた。この時の自

六代 善右衛門

作は、天保四年に一萬四五千刈(約十八町)と記録にあるが、酒造業も擴張されたことと思はれる。

善右衛門が五十歳を越したばかりの時が天保四年から八年に亙る連年の大凶作であるが、此の際救済と公共事業とに目ざましい働をした。それを概括して言へば、川普請人足差上二回、窮民救済金穀差上三回、植林差上二回、荒地開墾差上及救助米廉賣各一回で、之に對して賞賜五回、知行下賜が三回で、その額都合四貫百七十五文になる。このうち天保五年凶作救助金穀並に植林を差上げて永代大肝入となり、七年凶作救助費金五百五十兩を差上げた廉で郷士格を仰付けられた。是に至つて齋藤家は資産が増大したばかりでなく、身分も普通農民を超えて向上したのである。

嘉永元年嗣子善次右衛門に先立たれ、孫善次右衛門が二

永代大肝入
郷格
士格

十二歳でその後を繼いだのを後見して、曾孫善右衛門翁の十歳の時まで存生し、文久三年九月、八十一で歿した。法名を純徳院施仁行義大賢居士といふのも、其の徳を稱へたのである。

七代 善次右衛門

七代
善次右衛門

善右衛門の長男で幼名を養之助といひ、諱は教則といふ。嘉永元年年僅に四十八で歿した人で、其の業績に就いて傳へる所がないが、天保十五年四月深谷北村箱清水前山御林の内八千坪を下され、大番士に召出されて御廣間詰を命ぜられたといふ當時に於ける無上の光榮を受けた。この昇格は、天保十一年手形二百五十兩を貸上げておいたのに、この年金三百兩を加へて献上した賞としてであつて、同時に

大番士

居宅改築

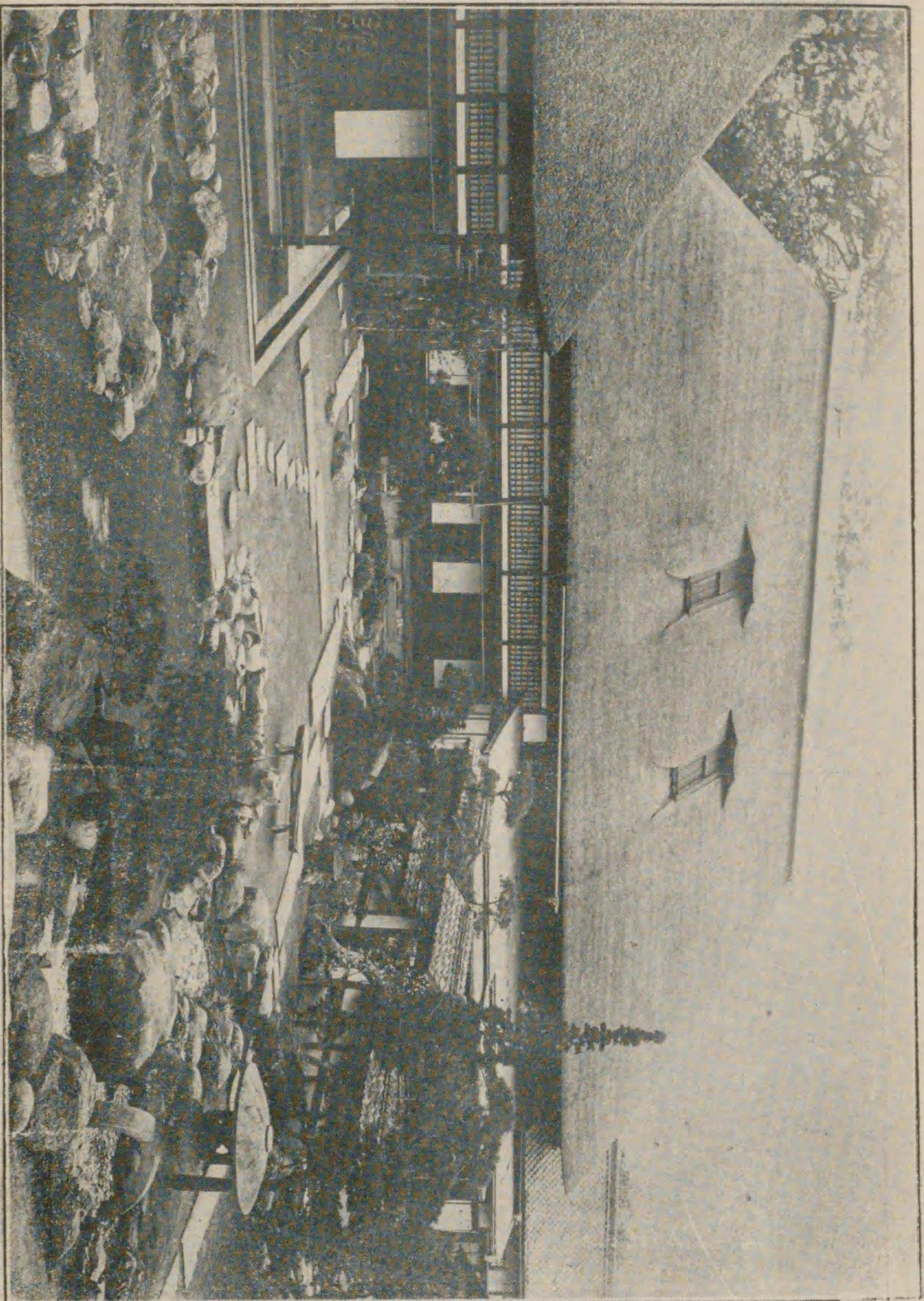
廣淵沼御鳥見役をも仰付けられた、齋藤家現在の居宅は二代以來のを七代の時天保十四年に改築したのである。この建築は今見ることく頗る巨大なもので本木屋組と稱し、士分以上のものでなければ建てられないのだといはれてゐる。組立に約一週間を要し、其の間毎日數十人の男女が辨當を携へて見物に來たといふことである。

この天保十四五年は先代が六十一二歳の頃であるから、士族昇格や居宅改築に就いて先代の畫策盡力のあつたことは想像に難くない。

八代 善次右衛門

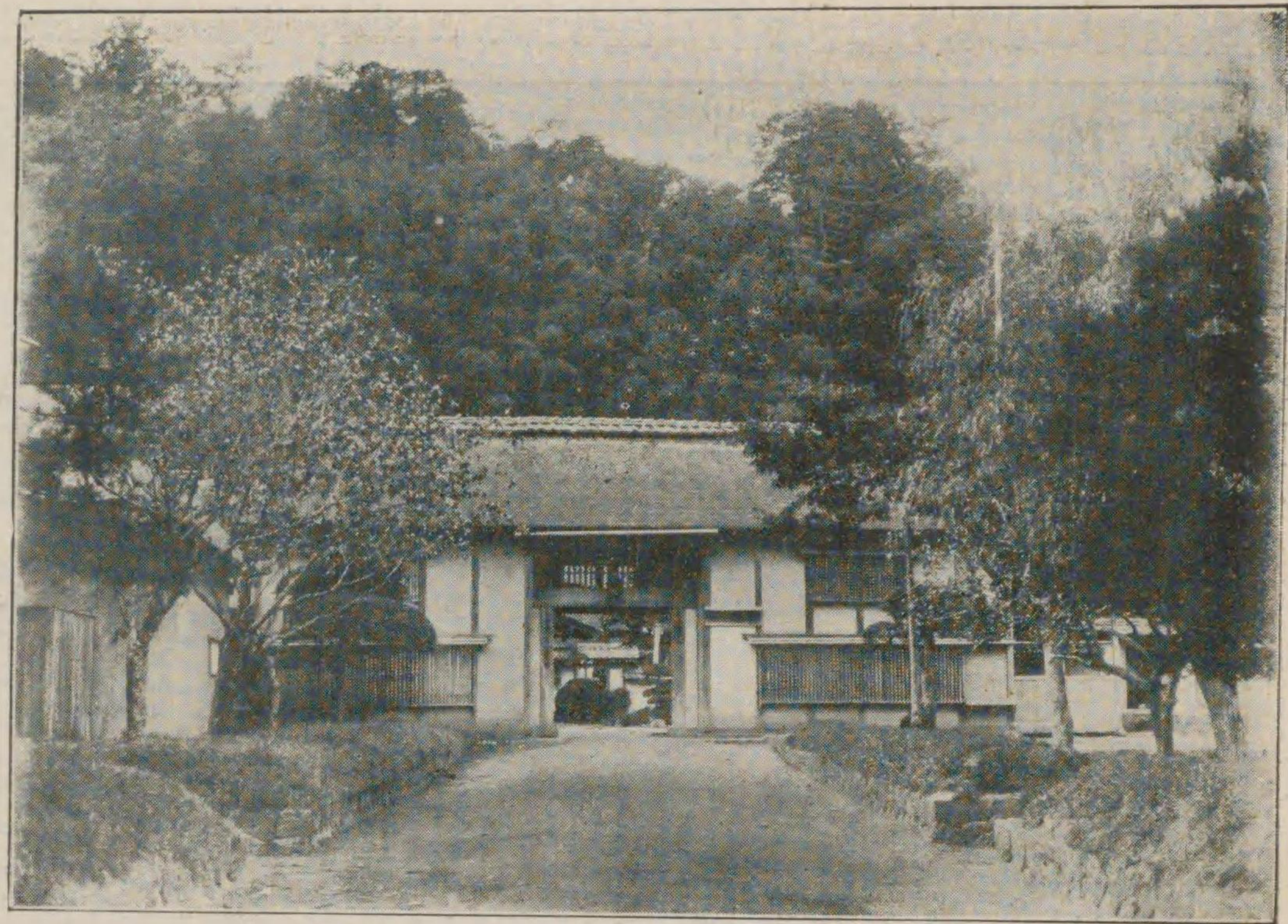
七代善次右衛門の長男で、文政十年生れ、幼名を養之助、諱

八代
善次右衛門



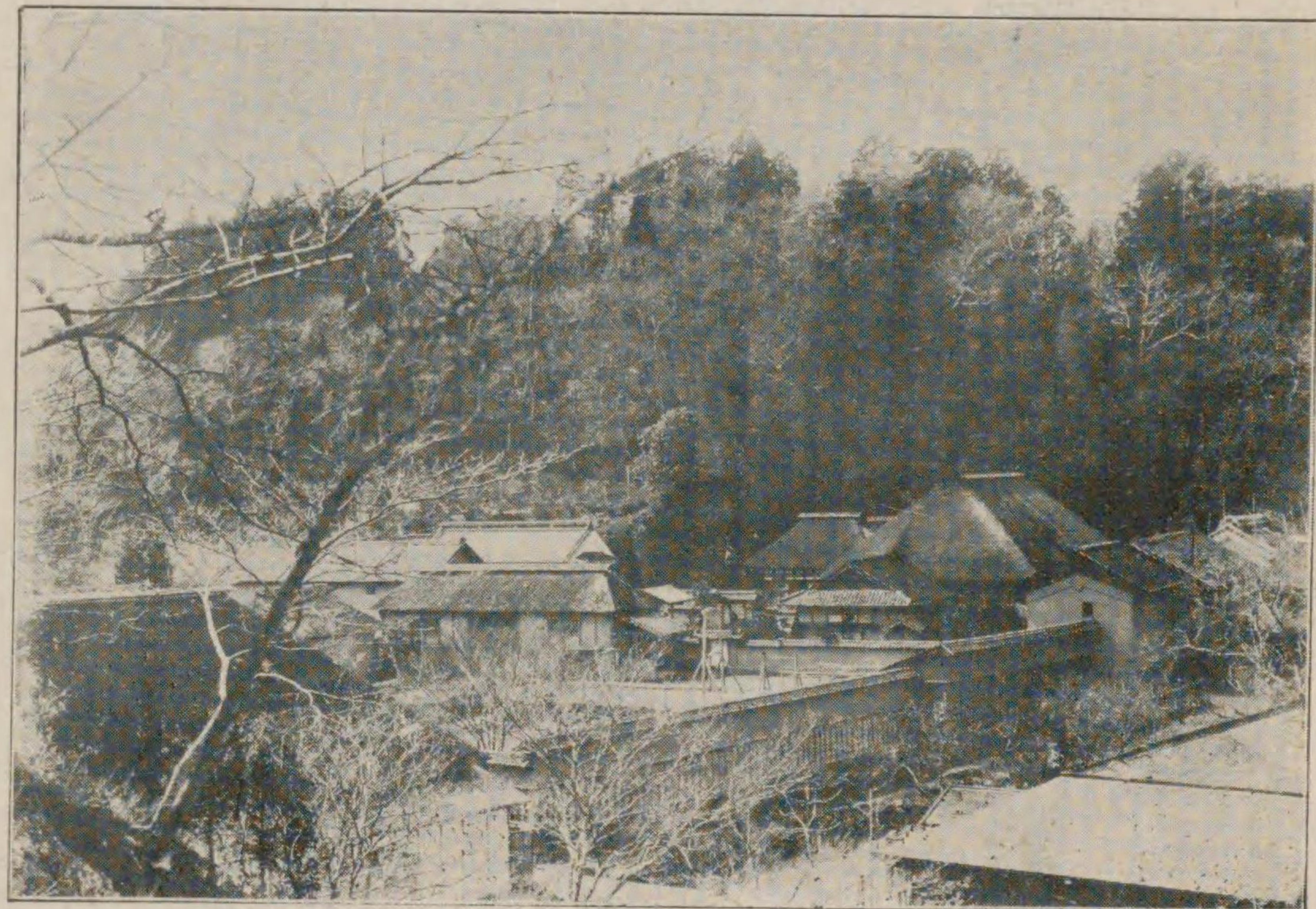
(嘉年十四治明)

宅本家藤齋



(昭和二年寫)

本宅中門



(明治四十四年寫)

本宅全景

を有房といふ。身長五尺五寸に餘り、中肉で筋骨強く、少時疫病に犯されたために髪が薄い。顔は稍長くて淺黒く痘痕があつた。人と爲り潤達端正、社交に長じ、談話を好み、客を愛したが、平素身を持すること甚謹嚴であつた。幼い時から好んで文武の道を研修し、涌谷の人坂本敬五郎、仙臺藩士小野目運太郎、山岸八彌に程朱の學を受け、新妻武治に就いて種田流の槍術の免許皆傳を得、岡田丈松、小松愛子に従つて劔道を、戸津宗之進に馬術を學ぶ。その他砲術刀法悉く通達し、兼ねて理財に長じてゐた。

嘉永元年正月父が歿したので、五月家を嗣ぐ。時年二十二。祖父善右衛門が後見をしてゐた。先代の時家道稍振はなかつた後を承け、之を挽回すべき志を起し、天稟の穎才と勤儉とを以て克く産を治め、拮据經營數十年、遂に先代

の時に倍する富を造つた。

餘財を公の事に投じたことも少くない。獻金七回、其の都度物品山林の賞賜や酒造權の特許を受けた。殊に安政七年御物置へ金九百五十兩を獻じた賞として知行五貫七百文、文久二年御軍用方へ金二千兩を獻じた賞として知行十二貫文を加増され、知行總高從前の分と合せて二十一貫八百七十五文になつた。又慶應三年西洋砲術取開のため洋銃買入方入料として金二千兩を獻納して、御扶持方十六人分を拜領する。

此の人は又勤王の志を抱いてゐた。身東奥の僻地に在つて、かく天下の形勢に通じてゐたに就いては種々の理由があるが、其の一は水戸藩領松川村の郷士今泉半二との交である。半二は慷慨氣節の士であるが、故あつて商人にな

勤

王

り、鰻の販賣をしてゐた。萬延文久の頃から屢々東奥と上方との間を往返し、東奥に來れば必ず齋藤家の附近に寄寓し、朝夕同家に入出入して時事を談ずるのが例であつた。廣く各地を周遊して當時の志士とも交淺からず、尊王攘夷を主張した人で、善次右衛門は半二によつて略々京畿の情勢と各藩の向背とを知り、勤王に傾いたのである。又仙臺の増田小五郎(後に大崎寬繁と改名遠藤久三郎)隣村北村の人、後に名を温と改める等の勤王論者と時事を談じ議論を上下したことも、善次右衛門の思想を鼓吹するに與つて力があつた。

善次右衛門の勤王心を實行に顯すべき機會が遂に來た。それは慶應四年正月仙臺藩に會津征討の勅命が降つたことである。善次右衛門は大に之を喜び、先づ藩の軍資の中

へ金一萬兩を三箇年に分けて獻納すべきことを願出で、即時に三千五百兩を調達して上納し、外に同年四月高差引人久三郎の名義で金二百兩を御軍用方へ獻上し、同時に奮然起つて出陣を請うた。當時仙臺藩の軍隊編成法では、四十歳以上のものには後方勤務を命ずる定だつたが、善次右衛門は時に四十二であり、且多額の軍資を獻上したので、それを暗に戦陣に臨むのを避けたのだと批評されるのを屑しとせず、強ひて先鋒に屬することを願つた。願意が納れられると、家人を集めて訣別し、特に嗣子に對しては、忠孝文武を勵み、兄弟家族相親睦し、朋友に信義を盡し、國難に際しては家事を以て國事を忘れず、平時は輕躁驕惰を戒め、著實勤儉を旨とし、一朝事ある時は報國盡忠の一途に生命財産を抛つのが、國家の繁榮と共に子孫の長久なる所以であると

訓誨し、家僕六人を引連れ踴躍して軍に従ひ、銃士として瀨上主膳の手に屬し、四月十八日會津土湯口に、進んで會兵と對陣する。然るに閏四月に至つて藩論一變し、會津を援けて官軍に對抗することになつた。善次右衛門は憤慨に勝へなかつたけれども、君命如何ともすることができず、死を決して、瀨上が白河城大隊長として赴くのに従ひ、二十五日福島を發して白河に向つた。

五月朔は白河口の激戦である。善次右衛門は手兵を率ゐて字九番町を横ぎるとき敵弾に腹部を撃貫かれる。一民家に入つて手當をしたが、翌二日になつて遂に絶命した。從僕六人のうち三名も戦死し、生残つた三人のうち山下駒治が附近の人々の力を借りて死骸を町民某の墓地に埋め、主の髻と短刀とを携へ、變装して晝夜間道を潜行し、前谷地

戦

死

に歸つて家人に戦歿の状況を報告した。

遺物は翌年五月龍石寺の先塋の側に葬り、戦死した従僕櫻井伊勢松、山口七三郎、本田三十郎の遺物もその墓畔に收めた。

善次右衛門は妻とくゑとの間に三男三女を挙げたが、その長男が即ち善右衛門翁である。

※ ※ ※

齋藤家の祖先の人々の遺した跡をここまで辿つて来て更に振返つて見ると、著しく目立つのは、歴代中長壽の人の多いことである。初代二代は歿年不明、八代は戦死であるから、この三人は姑く措いて問はないこととすると、七代の外は、五代一人が七十一で、餘は又右衛門を始として皆八十以上の長壽である。殊に家運を振興した三代四代六代が

長壽

悉く八十以上なのは、壽命と家運との間に深い関係のあることを思はしめる。

長壽であるために、父祖として後繼者たる子孫を教訓し監督し奨励することができ、子孫は又父祖直接の薰陶によつて治家の道を了得し、更に之を後繼者に傳へる。齋藤家は斯く相受け相授けつつ、特殊の傳統を作つた。

特殊の傳統

傳統の一は理財の才能である。その二は勤儉である。その三は奉公心である。理財の才能を抱いて勤儉を力行するならば、何人か富を致さぬであらう。富んで而して他の爲に竭すこと、三代の郷黨賑恤、四代の奉仕、六代の窮民救濟、八代の殉難の如きものがあつた。而してこれらの傳統は家の名譽として誇として常に鼓舞奨励された。

善右衛門翁は齋藤家の九代としてこの傳統を承継ぎ、更

に顯著な形で之を發揚した人なのである。

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page, containing names and dates in kanji.)

年

譜

元治元	三	二	文久元	萬延元	六	五	四	三	二	安政元	年號年
子甲	亥癸	戌壬	酉辛	申庚	未己	午戊	巳丁	辰丙	卯乙	寅甲	
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	年齡

年譜

記事

閏七月二十八日陸前桃生郡前谷地村黒澤ニ生ル、幼名養之助

九月十五日曾祖父善右衛門歿ス

年譜

慶應元

丑乙 12

寅丙 13

卯丁 14

明治元

辰戊 15

巳己 16

午庚 17

未辛 18

申壬 19

酉癸 20

戌甲 21

亥乙 22

子丙 23

仙臺ニ出デ白幡嘉膳ノ家ニ寓シ藩學養賢堂ニ入りテ學問武藝ヲ修ム

五月二日父善次右衛門白河口ニテ戰歿、跡目相續仰付ケラル

善壽郎ト改名、仙臺居住ノコトトス、箱清水前山山林官有ニ編入セラル、四月朔見國隊殘兵亂入金品ヲ奪ハル、十二月弟數馬ヲ善次郎ト改名歸農セシメ高差引人久三郎ノ人頭ヲ相續セシム、是年大崎寛繁ノ勸ニヨリ黄金清水神社ヲ建ツ

十月扶助米十二石五斗ヲ藩廳ニ奉還シ前谷地村ニ土著歸農ス、十一月善右衛門ト改名ス

家庭教師ニ就キ學問修業ス、四月前谷地村長トナル

五月村長ヲ二等戸長ト改稱セラル

四月八日戸長ヲ辭ス

三月ヨリ關東東海道五畿四國九州ヲ遍歴シ釀造家ニ日本酒釀造法改良並ニ海外輸出ヲ説ク、七月三十一日母歿セルニヨリ八月下旬歸郷ス、九月再遊ヲ企テテ果サズ

八月ヨリ十一年八月マデ訴訟事件ヲ擔當ス

一〇 丑丁 24

寅戊 25

卯己 26

辰庚 27

巳辛 28

午壬 29

未癸 30

申甲 31

酉乙 32

戌丙 33

亥丁 34

子戊 35

二月四日村扱排斥ノ嫌疑ニテ石卷監獄ニ拘留セラレ三月中旬親類預ケトナル

三月三十日不束ノ筋無之構ナキ旨申渡サル、十一月後見齋藤廉吾引退ス

是年ヨリ自作農ヲ廢止ス

十月宮城縣會議員ニ當選、同月病ニヨリ辭職ス

四月ヨリ六月マデ再關西ニ漫遊シ日本酒海外輸出實行法ヲ説ク

七月朝鮮事變起リ從軍並ニ軍資獻納ヲ願出ヅ、事件落著ニ付中止ス

是年質屋業ヲ廢止シ酒造ト金穀貸付ヲ專ニス

四月尾攝ノ間ニ遊ブ

練生川清定ノ三女いよヲ娶ル

三月長男養次郎生ル、四月箱清水前山國有森林下戻願ヲ出ス、十二月桃生郡所得稅調査委員ニ選舉セラレ同月病ヲ以テ辭任ス

三 己丑 36

三 庚寅 37

是年酒造業ヲ廢止シ金錢貸付ヲ專ニス

一月東京山口店所有ノ土地債權ノ讓渡ヲ受ク、二月前谷地村長ニ當選、病ノタメ辭職ス、六月第一回貴族院議員選舉ニ候補者トナリ落選ス、十二月廣淵大溜池ニ關スル普通水利組合創立委員ヲ命ゼラル

二 辛卯 38

二 壬辰 39

二月衆議院議員總選舉ニ當選ス、十月勅旨ニヨリ宇都宮城址ニ催サル、宴會ニ招待セラ

二 癸巳 40

十二月衆議院議員ヲ辭ス

二 甲午 41

九月日清戰役軍資五千圓ヲ獻納ス

二 乙未 42

二 丙申 43

三 丁酉 44

二月ヨリ五月マデ胃病ヲ患ヒ五月二十日ヨリ大磯ニ靜養ス、三月福島事件起リ十月末福島監獄ニ收禁セララル

三 戊戌 45

七月五日證書騙取冒認販賣詐欺取財ノ刑名ヲ以テ福島地方裁判所ノ公判ニ附セラレ十一月二十九日重禁錮二年罰金廿圓監視六箇月ノ判決言渡ヲ受ク、直ニ宮城控訴院ニ控訴ス

三 己亥 46

一月二十三日仙臺監獄ニ護送セラレ三月一日保釋出監、三日歸宅ス、六月五日宮城控訴院ニテ前判決ヲ取消シ無罪ノ判決言渡ヲ受ク

三 庚子 47

六月箱清水前山森林下戻申請書ヲ農商務大臣ニ差出ス

三 辛丑 48

八月育英貸費事業ヲ開始ス、十一月勅旨ニヨリ仙臺城址ニ於テ催サルル宴會ニ招待セラ

三 壬寅 49

七月二日石塚辰造ノ告訴ニヨリ古川監獄ニ收禁セララル、十月三十一日豫審免訴、十一月清樂園松陰書屋落成ス

三 癸卯 50

五月日本赤十字社特別社員ニ列セラレ有功章ヲ贈ラル

三 甲辰 51

一月京都ニ出張シ大谷派本願寺ノ債務ヲ整理ス、三月國有林下戻請求訴狀ヲ行政裁判所ニ差出ス

三 乙巳 52

三月凶作地窮民救濟金五千圓ヲ宮城福島岩手ノ三縣ニ寄附ス

四 丙午 53

前谷地小學校新築費金五千圓ヲ寄附ス

四 丁未 54

十月八日皇太子殿下仙臺行啓ノ際殖産興業教育其ノ他公共事業盡瘁ニ付令旨ヲ傳達セラ

四 己酉 56

三 庚戌 57

四 辛亥 58

大正元 壬子 59

二 癸丑 60

三 甲寅 61

四 乙卯 62

五 丙辰 63

六 丁巳 64

七 戊午 65

十一月叙旨ニヨリ宇都宮市ニ催サル宴會ニ招待セラルル、十二月箱清水前山國有森林ノ無償下戻ヲ受ク、同月財産全部ヲ舉ゲテ齋藤株式會社ヲ組織シ其ノ社長トナル
六月宮城縣圖書館建築費金五萬圓ヲ寄附ス、七月坪井理學博士ヲ聘シテ邸内ヨリ土器石器ヲ發掘ス

一月開運山無一庵落成ス、二月宮城縣農會特別議員ヲ命ゼラレ同月辭任ス、十月恩賜財團濟生會ニ金三萬圓ヲ寄附ス

五月大谷派本願寺東北別院新設費ノ内へ金五千圓ヲ寄附ス、八月福島事件終結ス

本年以降宮城縣下教育者視察費每年金千二百圓(大正九年以降金千三百圓)ヲ寄附ス

六月眞言宗ヲ脱シ淨土宗ニ改宗ス、十月弘前市ニ催サル御宴ニ召サル、十一月大饗第一日ノ儀ヲ行ハルルニ付仙臺市ニ於テ饗饌ヲ賜ル、同月大禮記念章ヲ授與セラル

仙北同行講ヲ組織ス、本年以降東京帝國大學ニ佛教哲學研究獎學資金每年金千圓ヲ寄附ス

眞宗大學教學資金二萬圓、附近村落布教傳道費基金一萬圓ヲ寄附ス

五月宮城縣圖書館備付博物標本基本金トシテ金一萬圓ヲ寄附シタル廉ニ依リ十一月十一日紺綬褒章ヲ賜ヒテ表彰セラル

十月財團法人齋藤報恩會ヲ創立ス

一月末中風症ニ罹リ二箇月餘就蓐ス、二月財團法人齋藤報恩會理事長ニ就職ス、十月東京地方震災地救濟義捐金二萬圓ヲ寄附ス

十二月仙臺信託株式會社ヲ創立シ取締役社長ニ就職ス、同月愛國婦人會有功章附加特別章ヲ贈ラル

五月二十二日仙臺市別邸ニテ感冒ニ罹リ腎臟病ヲ併發ス、七月二十五日勳三等ニ欽シ瑞寶章ヲ授與セラル、同日午前二時四十分歿ス、二十七日告別式、二十八日前谷地本邸ニ於テ告別式ヲ行ヒ、箱泉寺境内ニテ茶毗ニ附シ、十五年七月二日龍石寺墓地ニ葬ル、法名弘濟院釋清樂

備考 翁ノ公共事業、救濟等ニ寄附セルモノ總計二百五十二件、金額三百二十三萬四千九百四十一圓五十八錢五厘(土地寄附二件、其ノ見積價格金三千圓ヲ含ム)ニシテ賞

經

歷

年譜

三六

賜、褒狀、表彰狀、推薦狀、感謝狀等ヲ受クルコト數十回、又各種事業、公私團體ノ
役員委員等ニ舉ゲラレタルコト多シ、本年譜ニハ孰レモ其ノ著シキモノノミヲ記ス

経歴

齋藤善右衛門翁七十二年の生涯をその経歴の性質から観て、之を三つの時代に分けることができる。

修養時代

一、修養時代 誕生から二十五歳まで二十五年間幼年時代に就いては、文武の教育を受けたことくらゐで、著しい出来事はない。戊辰の年父戦歿のために十五歳で跡目を相續したが、叔父廉吾が後見して、翁は直接家政にたづさはらなかつた。けれども、明治八年(二十二歳半歳)に互る關西地方遊歴は大に翁の知見を廣くし、後年の事業のため、に貴い経験であつたことは疑を容れない。又九年十年の訴訟事件擔當は、次の時代に於ける活躍の第一歩として

營利時代

注目を値する。十一年末叔父が後見を引退し、翁が名實共に家權を握ることになった時を、この時代の終とする。

二、營利時代 二十六歳から五十六歳まで三十一年間

後見の手を離れた後の三十餘年は、實に翁が特長を發揮して奮闘努力家運を振興した時代で、専ら財産の増殖に力を盡した。殊に三十七歳の時の山口店買収は財産激増の直接原因となり、この時代の末年には、二十餘年來係争を續けた國有林下戻の實現を見、遂に千萬を以て算する富を積み、その資産の全部を舉げて齋藤株式會社を設立して財産の安固を圖つた。而してこの富は決して容易に獲られたのではなく、前後二回も獄裡の人となるやうな奇禍にさへ遭遇した。

奉仕時代

三、奉仕時代 五十七歳から死歿まで十六年間

前時代に於て致富の目的を達した翁は、晩年に及んで、この財産を如何に處理すべきかを熟考した末に、報恩主義を樹てて之を各種の公共事業に實行した。即ち前時代に開始した育英貸費事業を繼續したのを始として齋藤報恩會の創設に至るまで、理想の大部分を實現して安らかに此の世を辭した。(年譜参照)

修養時代

幼年時代

誕生

齋藤善右衛門翁は、安政元年閏七月二十八日、齋藤家八代善次右衛門有房の長男として前谷地村黒澤の邸に生れた。幼名を養之助といひ、後善右衛門と改め、諱を有成といふ。

修學

十歳の時、曾祖父六代善右衛門を喪つた。少時は郷先生増田小五郎に就いて四書五經の句讀を受け、慶應三年十四歳の時仙臺に出て、叔母すゑの嫁した白幡嘉膳の家に寓して藩學養賢堂に入つて學び、傍ら經史を秋保太輔に、劍道を櫻田景輔に學ぶ。

跡目相續

父が慶應四年出陣して五月二日白河口で戦歿したので、直に藩から跡目相續を仰付けられ、黒澤齋藤家九代の主と

なる。時に年十五。家には三十八歳の母の外、九歳と十歳の二弟がある。此の年九月、明治改元十二月仙臺藩主伊達家は官軍に反抗した罪によつて削封され、名取、宮城、黒川、加美、玉造の五郡及志田半郡に於て二十八萬石を下賜されることになり、前谷地村の屬する桃生郡はその領分以外になつたので、翁は士籍を維持するために士族として仙臺に居住し、名を善壽郎と改めた。翌年正月士族歸農の制度が定められ、そのうちに、士族にして知行所以外に除地と稱する無租地を所有する者の家族が歸農した場合には、之を有租地に變更して其の歸農者に下附することがあつたので、弟數馬を善次郎と改名させ、母及弟直衛、其の外叔父齋藤廉吾及其の妻子三人、都合七人を歸農させて、高差引人百姓様の名義人久三郎の人頭を善次郎に相續させることにした。

廉吾は先代善次右衛門の弟で、幼名を源之助といひ、仙臺藩飯田氏の養子になつたが、實兄が戦歿して其の遺兒皆幼冲、生家の危急に瀕してゐるのを坐視するに忍びず、決然養家を辭して生家に歸復し、名を廉吾と改めたので、これから明治十一年まで翁の後見をした。

厄 難

明治維新は嘗に政治の變革ばかりでなく、社會百般に亘つて有形上無形上空前の變化を起した。齋藤家も、相當の資産を有つてゐる以上、周圍との關係が複雑になり、これが解決に非常の困難を感じずに居られなかつたのは當然である。况や斯の如き時に於て遽に家の柱石を喪ひ、當主纔に十五歳未亡人は温順で子等の養育に心を盡したけれども

も外部との交渉にまでは力が及ばない。獨り叔父廉吾が後見として家政の處理に當り、辛うじて艱苦を凌ぐことができた。明治初年は、實に齋藤家多事多難の時であつた。今其の實例として、左の三事件を擧げる。

仙臺藩に會津征討の勅命が降つたとき、先代は金一萬兩の献納を藩に願出で即時に三千五百兩を上納したことは前に記した。然るに九月藩侯降服謝罪の後、藩の佐幕黨に屬する浮浪の徒が伊達家社稷の回復を計るを名として所在の良民を掠め、齋藤家に對しても、彼の獻金の未納額の提供を強要した。けれども廉吾は、藩論一變して討會を中止した以上は、その請求に應ずべき義務がないと斷然拒絶したので、遂に事なきを得た。

箱清水前山
森林沒收

隣村北村の箱清水前山にある數十町歩の森林は、七代及

八代が獻金の賞として藩から下賜された重要な財産であるが、二年の初藩縣引繼に際し、二三の奸徒の悪策のために官に没收されて國有になり、全然其の所有權を失つて了つた。尙後年この森林の下戻を申請して遂に私有に歸したことは後章に述べる。

見國隊の掠奪

二年四月朔には見國隊の掠奪に遭つた。是より先、元年十二月の仙臺藩の減封處分は甚しく藩士の生活を脅し、藩内の人心が不穩になつた。一派の者は、勤王を標榜する輩は、天朝の威力を藉りて藩内の反對派を陥れるとともに官に媚びんがために伊達家をどう處分するか判らない、寧ろ去つて北海道に至り、舊幕の遺臣及額兵隊仙臺藩士星向太郎の率ふる佐幕黨の一派と團結して藩の再興を計るべきであると唱へた。その主唱者は藩士二關源治等で、藩の二三男や浮浪の徒を集め、見國隊

と號して、源治が其の首領となり、石巻近傍の島嶼を根據地として附近の富家から金品を徴發してゐた。それが齋藤家を襲つたのは四月朔四つ過で、二關親ら三百四五十人を率ゐて廣淵村方面から進んで來たのである。松前表へ出動するのだから軍用金軍需品を差出せと強請する。一家色を喪つて周章狼狽する中で、家臣等が主人不在の旨を告げて要求を拒絶したが、遂に家臣等を捕縛して屋内隈なく搜索した上、手代番頭を叱して鍵を出させて土藏數棟の扉を開き、刀劍、貨幣、衣類等質物まで押收し、午後になつて附近から人馬を徴發し、牛馬二十五頭に掠奪品を満載して、和淵に引上げて物品を整理し、即夜倉皇として氣仙沼方面に向つて出發した。蓋、藩兵の追捕を恐れたのである。掠奪された金品の概數は、古金銀貨二千二百兩餘、古銅錢二十五貫

文餘、鐵錢三千二百貫文餘、改正藩札百七十三枚、大小刀、衣類、雜品數千點である。當時の管轄廳石卷縣に其の旨を届出で、處分法の指圖を乞うたが、結局質物の盜矢品は兩損、紛亂品は置主に見分けさせ相當値段を立てて渡すべき命令があつたので、それによつて處分方針を立てたものの、實行には種々困難な事情があり、又賊の遺棄した物品の始末にも一々縣の指圖を仰がねばならぬので、全部の處分が終るまでには少からぬ時日と手数を要し、巨大な損害であつた。因にいふ、見國隊はこの後氣仙に至り更に石卷に廻航し八日英國汽船で松前に渡つたが、二關は五月十一日の五稜廓の激戦で戦死した。

家 祿 奉 還

扶助米奉還

土著歸農

明治三年十月、後見廉吾と議り、扶助米十二石五斗を奉還して土著歸農したき旨を藩廳に願出た。藩主は之を嘉納して兼常の短刀一口を賜はる。直に前谷地村に土著し、同年十一月曾祖父の名を襲つて善右衛門と改め、先に歸農した善次郎と人頭替のことを石卷縣に願出て直に許可され、齋藤家全財産の主になつた。

修 學

土著後は、家庭教師として横澤周治、堀江復、今野直好などといふ人々を聘して専ら學術を研修した。けれども進取的思想に富んだ翁は、從來の漢學者の固陋で新文明に伴はない學風に嫌らず、自ら好んで福澤諭吉の著書を耽讀し、心を政治法律經濟等の研究に傾注した。

村長戸長時代

村 長
戸 長

明治四年四月公選により前谷地村長になる。翌年五月村長が二等戸長と改稱され、七年四月まで勤続したが、これは唯名義だけで、實際の事務は後見廉吾が執つてゐた。

手島の請求

この戸長時代に、負債に關して紛議があつた。それは五年六月、志田郡石森の手島雄三郎から突然三十餘年前の負債の辨濟を迫られたことである。祖父善次右衛門が弘化年中酒造仕込金として手島から若干の借用をしたことがある。五年^{嘉永}_{改元}善次右衛門歿して父善次右衛門嗣ぎ、曾祖父善右衛門が後見してゐた時、手島方に交渉して返濟方法を立てて、調停の成立したのが安政二年九月のこと、萬延元年に皆濟になつたのを、證文の返戻を受けないでゐたので、先方から再交渉に來たのである。これに對して事の次第を説明し請求に應じなかつたので、手島は之が勸解詮議

戸長辭職

を一等戸長に申請した。然るに當方で種々捜査の結果受領證を發見したので、之を證據に手島の請求を拒絶し、事件が落著した。

土地検査の紛議

七年四月戸長の職を辭し、隣家の遠藤雄吾が其の後任になつた。この遠藤家と齋藤家とは數年來不和であつた。翁の戸長在任中明治六年から、地券發行のために土地の實際検査に着手したが、退職のため事業の半途で一切の關係書類帳簿等を後任者遠藤に引繼いだ。ところが遠藤は前任者の土地検査に私曲不正があると主張し、村民が再検査の請願を出すまでに立至つた。遂に再検査の實行となり、村内騷擾して不穩の形勢を呈したので、縣官警官出張して鎮撫に努め、愈々再検査を行つた結果は、前戸長に何等不正の事實あるのを發見せず、唯徒に村民に二重に多大の費用

を負擔させることになつた。

關西遊説

關西遊歴
明治八年三月、翁は關西遊歴の途に上つた。各地の人情風俗を視察し、併せて商賣上の知識經驗を得ようとするのが目的で、わざと僅ばかりの金子を懐にし、若干の反物を脊負つて、道すがら行商をしたり、路傍に陳列したりなごして得た金で反物の仕入をしては又賣拂ひ、其の利益を旅費に充てたのである。旅宿も時には木賃宿を選ぶことなごもして、足跡は關東から畿内中國四國九州に及んだ。此の旅行は實に翁の一生を通じての修養の源となつたものと思はれる。

關西各地では酒造家を歴訪して、平素抱懷してゐた日本

日本酒醸造
法改良並海
外輸出論

酒の醸造法改良と海外輸出とを力説した。其の意見の大要は、國家富強の策は各個人が先づ營業によつて利益を收め富を致すにある。これがためには營業の改良を圖らねばならぬ。今日日本酒は醸造法が退歩して美酒に乏しいから、文明の學理を應用して大に改良を企てる必要がある。而して更に販路を支那朝鮮に求めて巨利を占め、延いて國家の福利を増進すべきであるといふに在る。(遺稿参照)その説く所頗時宜に適し、聽くもの皆敬服したが、奮起して敢て發起者主唱者とならうとするものがない。年少氣銳の翁は毫も屈せず、更に進んで長崎に至り、海を越えて支那朝鮮の實況を探り、歸國の後再全國に奔走しようとしたが、偶々母病氣の急報に接し、倉皇行李を收めて歸郷の途に就いた。八月家に歸つたのは母死去の後であつた。後見の叔父と家

母の死去

人等に不在中の勞を謝し、且更に一兩年間天下を遊歴して同志を糾合し彼の素懷を遂げて巨利を得たい希望を告げた。けれども、親戚家人は之に賛意を表せず、翁を諫止したので、再遊を一先斷念した。

訴訟事件

家業從事

關西遊歴から歸つて後の翁は躬ら店頭に立つて多くの店員を指揮監督し、傍ら算筆を執つて實務に當り、銳意家業の經營に従事した。

訴訟事件擔當

翌九年八月から十一年八月に至る二年間は専ら訴訟事件を擔當し、屢々仙臺石巻を往返して兩地の裁判所に入出した。纔に二十三四歳の青年であるけれども、老獪な對手方との交渉談判、や法廷に於ける代言人との辯論に於て、機

略縦横、決して他に乘ぜられる隙を見せず、往々老成者をして舌を捲かしめ、事件の多くは有利な結果を收めることになつた。

この訴訟事件といふのに、預金請求貸金請求各二件あるが、翁の實印を騙用した證書を證據に起訴したり、齋藤家に快くない近隣某々等の教唆に出たもので、事件は悉く翁の勝訴に歸し、對手は却て處罰を受けた。九年十二月の村扱排斥議定書の嫌疑も同じ奸惡な陰謀から起り、翌年一月廉吾は石巻監獄に收容され、二月翁も其の連累として收監されたけれども、取調の結果嫌疑が晴れ、十一年三月三十日兩人とも無罪の言渡を受け、議定書偽造者は罪を獲た。

後見引退

後見引退

後見の叔父廉吾は、翁の年既に壯で、才幹手腕は大家の家政を掌るに餘あるのを觀て、明治十一年十一月後見を辭退し、家政一切を翁に引渡して附近に隱居した。翁年二十五である。

一萬圓贈呈

翁は叔父多年の勞苦に酬いるために金一萬圓を贈呈した。叔父は初固辭して之を受けない。翁説いて曰はく、此の謝儀は我一个の意志ばかりでなく、祖先に代つて報謝の微意を表するのである。顧れば、我父戰歿して我未だ幼弱であつたとき、生家存亡の急を視るに忍びず、歸り來つて忠實熱心に家政を執ること十餘年、累代の祖先が築いた基礎に微動をも來たさしめず、殊に明治維新の際社會激動の時に於て難關を凌いで努力された結果、家運を失墜させないばかりでなく、業務發展の運に向つたと見るべきものさへ

ある。これ祖先在天の靈の大に嘉する所、之に酬いるのは即ち祖先の意志を行ふに過ぎないと、懇々と説いたので、廉吾も遂に喜んで之を受納した。

翁は家政を繼承して親ら事を見るに當り、諸姉の他に嫁したもので、維新に際して衣食住に困難を來した親族を喚寄せて厚遇扶養し、又父の出陣に従つて戰歿した臣僕の寡婦、生存してゐる夫妻に終身扶持米を給することにした。

近親賑恤

營利時代

關西再遊

翁が家政の全權を握つたのは二十六歳の血氣盛で、祖先の遺産を護つて無爲の生活に甘んずることのできないほど元氣と野心とに満ちてゐた。翌十二年自作農を廢し、十三年十月宮城縣會議員に當選したのを、直に疾の故を以て辭したのも、これら一家一地方の比較的瑣細な仕事に煩はされることを避けて、其の全精力を多年の主張たる日本酒海外輸出に集注しようとしたためだと見られる。それは十四年四月から六月までの關西再遊の事實から推知されるのである。

この時の遊歴には、更に日本酒海外輸出の具體案を提げ

自作農廢止
縣會議員當選辭職

關西再遊

日本酒輸出案

て、かの地方の酒造家を説廻つた。朝鮮支那は未だ日本酒の眞味を知らない、それで先づその趣味を得させるまで數年の間は、極廉價を以て廣告的に賣込まねばならぬ。しかしながら、これは尋常の會社組織を以てしては損益相償はないから、政府の保護を受け、一方では各酒造家から造石高の千分の一を義捐することとする。而して日本酒海外輸出會社を創設し、醸造の中心たる攝州灘、尾州知多等をして専ら經營の任に當らしめる。予は主唱者の責任として奥羽の負擔額を一手に引受けるといふのが案の要旨である。(遺稿参照)此の説に對して賛成者が少かつた。六月二日翁が家に送つた書面に、「京阪及灘の醸造家へ相尋、或は持論輸出酒の議論を試みたれども、賛成者甚だまれなり、只夫れ等の爲め、良友を得たるは少數とくなりしのみ、の事にて、到底しや

關西三遊

べり損に屬するのみ、未だ其の時節の來らざる尙早の二字に止まるのみ、明治八九年頃の國會論と其趣を同うせしものと先自分丈けあきらめ居申候とある。

十六年四月にも關西に出て持論を高唱したが、營業者聯合は終に成立を見ることのできなかつた。

質屋業廢止

翁は自作農を廢止して家業改革を行つたが、尋いで十五年に質屋業を改めて金穀貸付を專にすることとした。質屋業は零細な取引である上に、官憲の監督を受けねばならず、徒に繁雜な手数を要して利得が思はしくないものであるからである。

金穀貸付

金穀貸付については、從來の質屋仲繼人に、債務者を代表

する周旋人として債務履行の責任を帯ばしめ、同時に報酬として利息収入の幾分を與へることとし、桃生北方、石卷、涌谷、小牛田の各地に周旋人を置いて、仙北各郡の農村に盛に田畑擔保の貸出をして、岩手縣膽澤江刺二郡にまで手を延べ、桃生南方及各地に於ける大口の融通は概直轄として、自ら農村に於ける金融機關を以て任じて居た。

酒造業廢止

かくして齋藤家の營業は専ら酒造業と金穀貸付業とであつたが、二十二年に至つて酒造業の廢止をも斷行した。

元來齋藤家の酒造業は二代善兵衛の創始する所で、爾來百五六十一年間之を經營し、同家致富の一大源泉であつた。翁もその釀造法の改良と販路の擴張を熱心に企圖し、明治

酒造業廢止

二十年杜氏白幡大三を灘の辰馬喜十郎方に遣して上方風の醸造を研究させたほごで、又前述の如く、十四年以來三回も上方に於て日本酒の改良や海外輸出を力説したのも、家業としての酒造に深い興味を有つてゐたからであるに違ない。然るに今斷然この世襲の家業を廢止した理由は、政府の酒造取締がかなり嚴重であるに拘らず、巧に脱税をなす同業者が多くて、正當に納税するものはそれと競争することのできないこと、自家用料酒が僅に八十錢の免許料を納めれば製造を免許されてゐること、及近來洋酒や混成酒の需用が一般に激増したため、自家の酒の需要が著しく減じて販賣上頗困難を感ずるに至つたこと等であるが、亦翁がこれによつて財政上の一轉機を作り、力を専ら貸付に集注するためであつたとも思はれる。翌年の山口店買収が

よくこれを説明してゐる。

山口店買収

明治二十三年の山口店買収は齋藤家の富を東北隨一の地位にまで引上げた直接原因として、又翁の理財の穎才を最よく窺ふべき事實として、翁の經歷中最注目すべき事件である。

明治十一年郡區更正の頃、初代の桃生郡長は奥田參十郎といふ人であつた。此の人が十三年十月辭職した後、桃生郡大鹽村大窪に住み、もと三菱會社が三陸地方に有つてゐた債權及土地を譲受け、又自身で他から資金の融通を得て、その甥であり相續人である清兵衛といふのと共に、引續き宮城岩手山形の三縣に貸付をなし且土地買入業を營んで、

山口店

一時大に成功した。然るに、十八年頃から經濟界變動の打撃を受けて失敗し、終に維持の見込が立たなくなつて、二十一年三月債權者の一人たる川崎銀行に權利義務の全部を引渡すことになつた。川崎銀行では、その創立者川崎八右衛門が腹心の顧問役山口俊作を代表者とし、根據地を遠田郡小牛田町に置いて整理經營に従事せしめた。これが謂はゆる山口店である。川崎は多數の事務員を派遣して整理させたが、結局收支相償はず、日を経るに従つて缺損を見るばかりで、永くこれを有つてゐるのは甚不利なことが明になつたので、寧ろ極度に見切つた價格で之を地方の有志者に讓渡するのが得策であるといふ議が幹部間に起り、その讓渡運動を開始することになつた。これが翌二十二年五月の頃である。

此の時、山口店に出入し且取引の關係のあつた遠田郡中埜村の三神政藏、志田郡志田村の貝山大説等が山口店買入を翁に勧めた。翁は先づ一應物件目錄を徴して密に調査をさせ、事情の概要を知悉すると同時に、弟黒澤直衛に方略を授けて上京させ、三神貝山の兩人を介して川崎と直接交渉を開始し、阿部鐵太郎を契約上の顧問にする。一方では仙臺の人で當時日本銀行總裁として經濟界の重鎮であつた富田鐵之助を訪問させて、その意見を聞いたが、土地買入の大に有望なことを以て極力慫慂された。そこで翁は愈々讓受の決心をなして談判を重ね、契約締結の地を仙臺と定めたので、川崎の代理として川崎東作が仙臺に出張することになる。翁は仙臺區長十文字信介が川崎と相識の關係のあることを聞知つて之に調停を依頼すると、十文字は

買 收

經 歴

六四

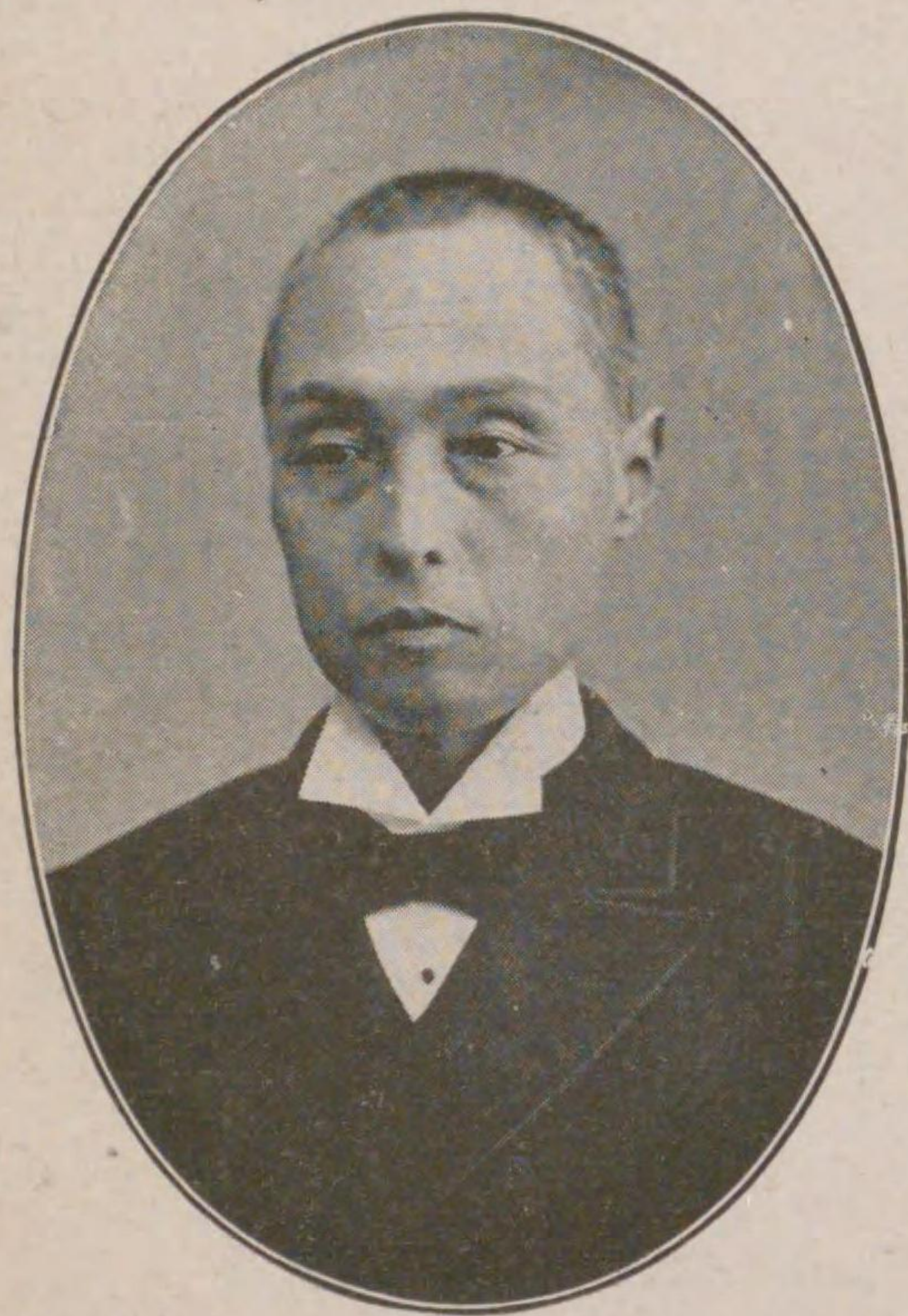
喜んで應諾し、大に斡旋の勞を執つた。その結果山口店の土地六百六十餘町歩(此の地價十三萬二千餘圓、明治二十二年度小作米三千石添付のまま)債權額十二萬九百餘圓を九萬七百五十圓で賣買することになり、契約交換と同時に五萬圓を支拂ひ、殘金四萬七百五十圓は所有權移轉手續終了の期限である六月三十日まで支拂ふことと定めた。時に明治二十三年一月十四日である。殘金の支拂も契約通り無事に濟んだ。

齋藤家資産

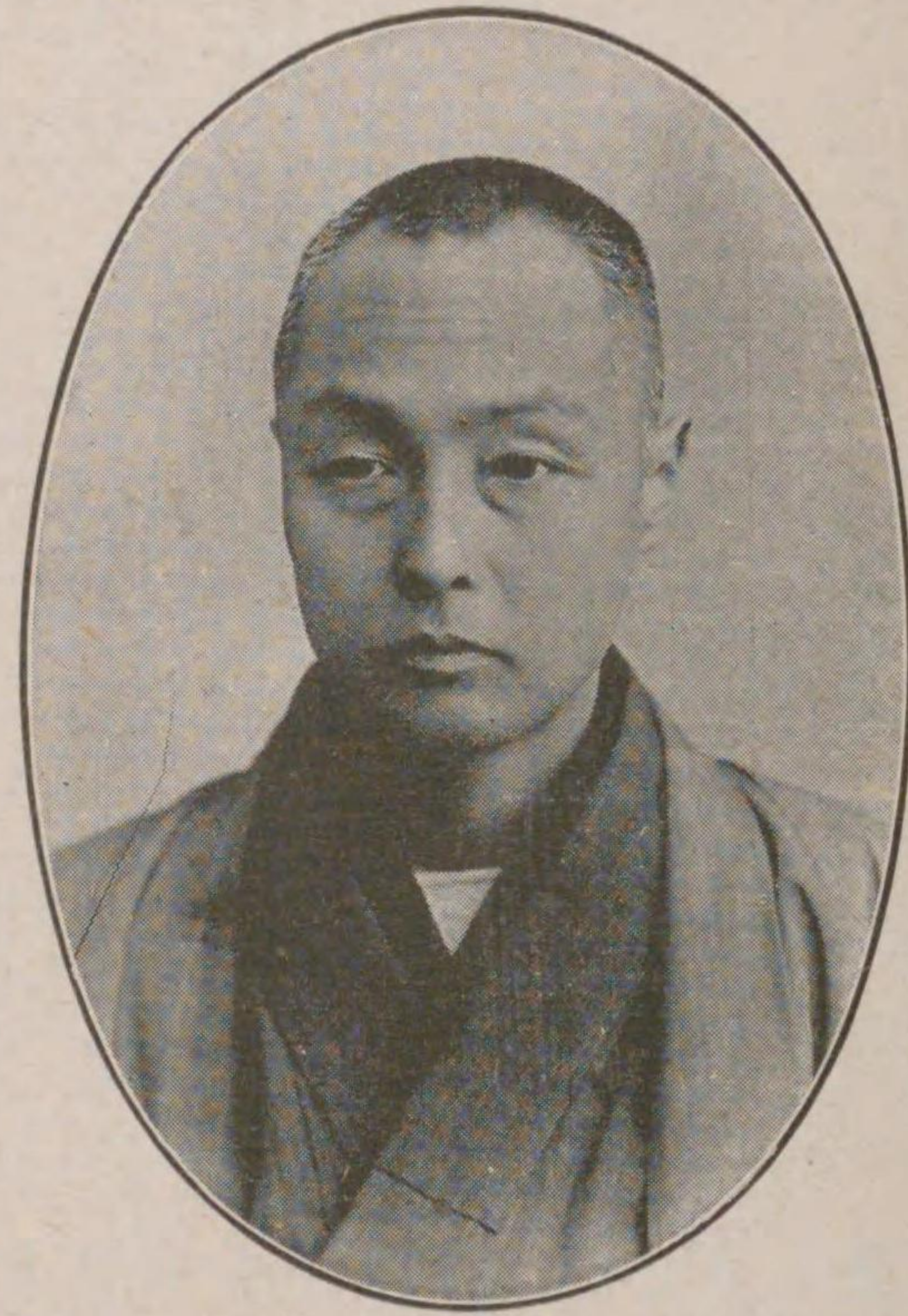
當時齋藤家の資産は貸付金總額三十四萬六千餘圓、土地四百五十五町步餘(この小作米二千百石餘)に過ぎなかつたが、幸運にも此の年一二月頃四圓七八十錢だつた米價が秋冬になつて一躍八圓四五十錢に騰り、翌二十四年一月には十圓を突破し、經濟界は漸く活氣を呈し好況の機運に向つ



(年三十二治明) 歳 七 十 三



歳 七 十 四
(年三十三治明)



歳 六 十 四
(年二十三治明)

たので、一般に土地購買熱が高まり、不用土地の賣却處分も高價で容易に行はれ、債權の取立も従つて順調に運んで、豫定以上の回收をなし得たばかりでなく、逐年米價の騰貴するに從つて土地價格も騰貴したことは實に豫想外であつて、これがために獲た利益の莫大だつたのは推察に難くない。即ちそれから十年を経た三十五年度に於ける現在貸付金は百二十餘萬圓に上つてゐる。これは畢竟かの讓受財産から生じた利益なのである。

政治運動

翁の壯年の元氣は一時政治界の人たらん野心を唆つたことがある。明治二十三年六月、新に増した富を提げて第一回貴族院多額納稅議員の候補者となり、仙臺の富豪金須

貴族院議員
競争

松三郎と對抗して大に運動した。けれども時利あらず、僅に一票の差で落選した。然るに山口店から譲受けた不動産はこれを三分しても尙縣下多額納税者十五人中の中位を下らない。そこで翁は之を某々三人の名義に書換へて自身と共に四人の資格者を作り、次期の選挙に候補者に立つて勝利を得ようと企てたが、これは實行しないで了つた。其の頃翁の納付する直接國税は二千百六十四圓餘で縣下第一である。

二十四年十二月衆議院解散せられ、品川内相が選挙干渉を行つた。翁は藩閥政府の横暴を憤り、翌年二月の總選挙に宮城縣下第五區候補者として立ち、大多數を以て當選した。けれども政界の内情を知るに至つて、二十六年十二月辭任した。時の衆議院議長星亨から再三留任の勸告を受

けたけれども、固辭して應じなかつた。蓋、資本家として經濟界に雄飛しようとするものに政治生活は兩立し難いと反省したためである。

翁はその政治的野心を僅に二年に足らない衆議院議員で満足せしめ、爾後政治に手を染めることは全く無かつた。

福島事件

翁の殖財は周到な用意と鋭敏な先見とを以て行はれたから、一の蹉跌も失敗もなく、専ら富の膨大を致すのみであつたが、稀には不測の厄難を免れることができなかつた。それは前後二回犯罪の嫌疑で獄裡の人となつた謂はゆる福島事件及石塚事件で、翁の生涯に於ける二大厄難と稱せられるものである。この事件はいづれも翁の無罪を以て

終結したに拘らず、世には真相を究めずして唯、投獄といふ事のみを以て翁を誤解し誹謗する者が多いから、茲に此の事件の経過を特記する必要がある。

明治二十六年五月中、志田郡志田村の貝山大説の紹介で、福島縣安達郡小濱町の大内組、同郡大山村の松本組、及田村郡澤石村の佐久間組といふのに金二萬圓を融通したことがある。各組は之を兩郡の村民に貸付けるのであるが、借主は齋藤家に對して借入金を土地賣渡代金とし、賣買登記を受けた土地賣渡證を差入れて抵當とし、且元利完済の上は明治二十九年十二月一日から二十日までの間に於て各借主の名義に書替をなすべく、期間中利息支拂を怠つた時は買戻の權利を失ふことや、買戻の期間や、小作料名義の利息のことや、その他の條件を記した契約書即ち謂はゆる戻

大内組、松本組、佐久間組へ融通

證を二通作り、一通に承諾の奥書をして各借主に交付し、彼の周旋人で連帶責任ある三組も保證擔保を齋藤家に提供した。

然るに、松本佐久間兩組は貸付が計畫通りに行はれず、債務者で利拂を怠るものが多いので、前途甚不安の觀を呈した。大内組及紹介者貝山は連帶者としての義務を果さねばならぬ恐と、今抵當を賣却すれば利益を得られる欲望とから、翌二十七年三四月頃から、利息遲滞の借主及松本佐久間の抵當地を賣却する計畫を立て、十二月末日松本佐久間兩組の土地全部を他に賣却し、尙引續き、自身の組下の借主に對し違約處分を行つてゐたが、三十年三月に至り突然大内組下の安齋某が、大内組の者から戻證を騙取されたといふ告訴を提起した。これが導火線となつて、同年五月、松本

告訴提起

佐久間の兩人及三組下に屬する各借主約七十人から地所冒認販賣、證書騙取、詐欺取財等の告訴が出、又之を使喚するものがあつて、關係者七人共犯者として收禁され、頗恟然たる狀況を呈した。

翁は其の年の二月から胃痛の大患に罹つて、二箇月餘も病床に就いたが五月初旬になつて大に快方に赴いたので二十日大磯に行き、旅館招仙閣の別荘で病後の静養に努めてゐた。そのうち六月から七月にかけて、此の事件の證人として大磯所轄の小田原區裁判所に召喚されて二三回取調を受け、七月十三日には前谷地で石巻區裁判所判事の自宅搜索を受け、關係帳簿書類等數百點を押收され、遂に十月末小田原區裁判所判事の令狀により同所に引致、直に福島監獄に護送收禁された。

福島監獄收禁

大磯静養

病後の疲勞が未だ全く癒えない時の入監であるから、健康の影響が氣遣はれたが、翁は平然として毫も苦惱煩悶の狀なく、能く規律を守り、端坐して膝も崩さない態度には看守等も驚歎したといふことである。時々書面で家事上の指圖をし、讀書三昧に日を送つてゐたが、健康には些も異狀が無かつた。

翁の收監に就いては、福島縣は勿論、仙臺東京の諸新聞が一齊に誹謗の記事を連載したので、大に世人の耳目を聳動した。爾來豫審取調は十數箇月に亙り三十一年七月五日に至つて終結し、證書騙取、冒認販賣、詐欺取財の罪名を以て福島地方裁判所の輕罪公判に附せられ、十一月二十九日收監者中二人の外は悉く有罪の判決を受け、翁は重禁錮二年、罰金二十圓、監視六箇月と言渡された。翁は直に宮城控訴

有罪判決

保釋出監歸宅

院に控訴する。翌三十二年一月仙臺監獄に護送されると同時に保釋出監を願出で、許可せられ、保證金一萬圓を供託して三月一日出監し、三日前谷地の宅に歸著した。在監實に十七箇月餘になる。

無罪言渡

宮城控訴院は同年六月前判決を取消し、翁に無罪の判決言渡をした。約二年に亘る疑獄事件も是に至つて事實判明し、全く青天白日の身となつたのである。他の嫌疑者中有罪になつたのが四人ある。

この後、松本組、佐久間組及地所買受人等が翁に對して地所名義書替、占有引渡、損害賠償等の私訴を起したが、これらは、或は控訴に、或は大審院上告に、或は示談によつて解決し、大正二年八月に至つて全く終局を告げた。事件發生の明治二十六年から算すると、實に二十一年を費したことになる。

石塚事件

二大厄難の他の一は石塚事件である。遠田郡不動堂村の石塚辰造といふのは村内隨一の資産家であるが、明治二十七年頃から投機事業に手を出したために漸次負債を起し、二十八年六月頃から齋藤家と貸借取引を始めて、三十一年に、借入金總額三萬一千餘圓だつたのを返済して、殘額が未だ一萬三千餘圓あつた。三十二年九月になつて、石塚は同郡田尻町の菊地辨藏から、無擔保借用金九千六百餘圓のために所有不動産全部を差押へられたので、翁に善後策を相談し、併せて目下の窮境救済を懇請した。翁は辯護士の研究に基いて一策を樹て、菊地の差押に對しては異議の申

石塚との取引

立をなし、當方の現在債權に就いては短期の和解調書を作成して期限後直に執行正本の交付を受け、菊地に先だつて強制競賣の申請をなし、同時に收益管理の手續をもして置いたならば、菊地の請求を完全に防禦し得ようといふ案を示した。石塚は大に喜んでこれが實行を乞うたので、直に諸般の手續に著手し、爾來強制執行の手續を著々進行させてゐた。ところが、三十五年一月に至つて、石塚は突然翁に對して詐欺取財の告訴を起し、翁は直に起訴され、豫審の取調を受けることになつた。

告訴の理由とする所は、菊地の差押に對する異議申立、和解調書の作成、收益管理は、皆、齋藤が、石塚の事理に暗く、酒を嗜んで沈酔常識を失ふ性癖に乗じて欺罔したもので、和解調書に載せてある七口の債務合計一萬三千餘圓は既に元

告訴提起

古川未決監
收禁

利完済になつてゐるのみならず、却て餘剩金の返戻を受くべき勘定であるのに、抵當不動産をも競賣に附して二重の請求をなし、收益管理に於ても四千餘圓を騙取されたので、正に刑法の犯人であるといふにある。これは辯護士正木某の畫策によるのであるが、申立の計算の内容は頗杜撰な調に據つたもので、翁からは豫審判事に對し逐一明確な證據を擧げて明細な辨明書を差出しておいた。然るに七月二日翁は突然引致されて古川未決監に收禁され、九月五日まで獄裏の日を送つた。

石塚との取引は數年に亙つてゐて、金額の出入多く、計算の内容はかなり複雑してゐたけれども、證據書類精査の結果は遂に石塚の主張の全然非であることが明になり、翁の詐欺取財を犯したと確認すべき證據が不十分であるとい

ふ理由で、十月三十一日豫審免訴の決定を受けた。石塚はこれを不当として上級検事に抗告したけれども採用されず、更に民事に移して和解条件取消、和解無効確認請求等の訴訟を提起したが、敗訴に歸した。翁も雪冤のために、十一月名譽回復の訴訟を起し、翌年一月別に誣告の告訴をしたが、これはいづれも目的を達しなかつた。債權の取立は毫厘の損失もなく完全に決濟を見、三十八年七月この事件は終結した。

大谷派本願寺財政整理

翁の財政的炯眼を觀るべき實例の一は、明治三十八年の大谷派本願寺(東本願寺)の債務整理である。三十七年日露戦争の勃發は一般經濟界に大變動を起し

た。財界の不況に陥つた影響として京都の大谷派本願寺も財政が極度に行詰つて來、之に加へるに、寺務總理石川舜台の放漫な經營法は比年債務を増し、これがために甚しく門末信徒の信用を失ひ、収入は次第に減じ、融通の途も亦杜絶したので、一般債權者に對しては義務の履行を怠り、支拂が滯滞するやうになつた。そこで大阪に於ける重なる債權者たる北濱、鴻池の兩銀行は率先して強制執行に著手し、引續き大小數多の債權者が寺門に殺到して催告矢の如く、應接に遑のない狀況に立至つた。本山も殆ど策の施すべきものがない苦境に陥り、世人はこの混亂を見て本山破滅の慘狀を見るだらうなごと風評を立て、山内上下色を喪つて、物情恟然たるものがあつた。

この情報に接するや、翁は自身の債權に就いて保全策を

二百萬圓融通

講ずる考で三十八年一月遽に入洛し、寺務當局及重なる信徒との交渉談判を開始した。當局は本願寺開宗以來の歴史によつて、同宗の根柢の鞏固なことを説き、たとひ日本政府が倒れても我が宗は倒れないと極言するを憚らないと豪語し、併せて、大谷伯爵家個人所有の全財産を提供するから、安心して融通の途を開き、目前焦眉の急を救はれたいと申出た。翁は退いて擔保物件を精細に調査し、且本山内外の情勢を考へ、深思熟慮數日の後、本山の誠意ある懇請を納れて、難局打開に一臂の勞を吝まず、金二百萬圓の融通を承諾すべき決意を洩した。

信徒及財界有力者の意見は本山の樂觀的態度に反して概悲觀に傾き、皆本山に投資するのを危険視してゐたから、翁の融通のことが傳はると、關西財界の人々までこの大膽

重機トナルノ時守成ノ場合ノ強成の手段ニ依頼スルヨリ外道ナキコト

一、徳川三代家光ノ威壓式ヲ適用スルヲ可トス

一、本山ノ債務整理ノ義務ハ之ヲ末寺ニ賦課シ強制的

ニ履行セシムルコト

一、末寺ニシテ本山ノ命令ヲ奉セサルモノアル時ハ僧

籍ヲ剝奪シ且檀家沒收ノ嚴罰ニ處スルコト

從來本山整理ノ徵收金ハ末寺自身ノ財源ヲ枯渴

セラル、恐レアルヲ以テ彼等ハ種々ノ口實ヲ設

ケ陰然之ヲ妨害シアルヲ以テ今回ノ如キハ尙一層

反抗スルモノ多カラシムルヲ以テ九千餘末寺中反僧三千位

ノ首玉ヲ切ルノ大決心ニテ之ヲ斷行スルノ覺悟

ヲ要スルコト

一、債權者ニ對シテハ改革斷行間中一般ニ六ケ月間延

キヲ乞フコト承諾ナキモノハ自由行動ニ任スルコ

ト

右ノ外要領ノ廉々素ヨリ御考案被下候ハ、多々可有之

候間可然之ヲ一ノ文章體ニ御綴リ充分法主ニ感動ヲ與

ヘ候ハ貴兄ニ依頼スルヨリ外無之候

て、難局打開に一臂の勞を吝まず、金二百萬圓の融通を承諾すべき決意を洩した。
信徒及財界有力者の意見は本山の樂觀的態度に反して概悲觀に傾き、皆本山に投資するのを危険視してゐたから、翁の融通のことが傳はると、關西財界の人々までこの大膽

一 大正十一年、一山、平決力リ

一 華國、スル

一 銀行、整理、スル、事、上、法、以、事、業、ス、ル、事、也

一 銀行、整理、スル、事、上、法、以、事、業、ス、ル、事、也、
一 銀行、整理、スル、事、上、法、以、事、業、ス、ル、事、也、

一 銀行、整理、スル、事、上、法、以、事、業、ス、ル、事、也、
一 銀行、整理、スル、事、上、法、以、事、業、ス、ル、事、也、

一 銀行、整理、スル、事、上、法、以、事、業、ス、ル、事、也、
一 銀行、整理、スル、事、上、法、以、事、業、ス、ル、事、也、

一 銀行、整理、スル、事、上、法、以、事、業、ス、ル、事、也、
一 銀行、整理、スル、事、上、法、以、事、業、ス、ル、事、也、

一 銀行、整理、スル、事、上、法、以、事、業、ス、ル、事、也、
一 銀行、整理、スル、事、上、法、以、事、業、ス、ル、事、也、

一 銀行、整理、スル、事、上、法、以、事、業、ス、ル、事、也、
一 銀行、整理、スル、事、上、法、以、事、業、ス、ル、事、也、

一 銀行、整理、スル、事、上、法、以、事、業、ス、ル、事、也、
一 銀行、整理、スル、事、上、法、以、事、業、ス、ル、事、也、

一 銀行、整理、スル、事、上、法、以、事、業、ス、ル、事、也、
一 銀行、整理、スル、事、上、法、以、事、業、ス、ル、事、也、

一 銀行、整理、スル、事、上、法、以、事、業、ス、ル、事、也、
一 銀行、整理、スル、事、上、法、以、事、業、ス、ル、事、也、

一 銀行、整理、スル、事、上、法、以、事、業、ス、ル、事、也、
一 銀行、整理、スル、事、上、法、以、事、業、ス、ル、事、也、

明治三十八年五月大谷派本願寺
改革案ノ起草ヲ木村匡氏ニ依頼
シタル書簡ノ一節

一、各連枝ヲ始メ一山ノ團結力ヲ鞏固ニスルコト

一、財政ノ整理ト云フヨリ寧ロ寺法改革案タルノ實アルコト

一、整理ノ實効上ラサルハ畢竟本山ノ債務ハ其實門徒ノ負擔ニシテ本山ハ内心ニ於テ深ク苦痛ヲ感セサルヲ以動モスレハ之ヲ等閑ニ付シ門徒ヲシテ益々損害多カラシムルニ至ル人道上本山ハ其責免レサルコト

一、タク鉢ノ報捨主義ハ祖師達開山經營ノ際又ハ殿堂再建等ノ場合ニ適シタレトモ（其經營物カ集金ノ動機トナル）平時守成ノ場合ハ強成ノ手段ニ依頼スルヨリ外道ナキコト

德川三代家光ノ威壓式ヲ適用スルヲ可トス

一、本山ノ債務整理ノ義務ハ之ヲ末寺ニ賦課シ強制的ニ履行セシムルコト

一、末寺ニシテ本山ノ命令ヲ奉セサルモノアル時ハ僧籍ヲ剝奪シ且檀家沒收ノ嚴罰ニ處スルコト

從來本山整理ノ徵收金ハ末寺自身ノ財源ヲ枯渴セラル、恐レアルヲ以テ彼等ハ種々ノ口實ヲ設ケ陰然之ヲ妨害シアルヲ以今回ノ如キハ尙一層反抗スルモノ多カラン九千餘末寺中反僧三千位ノ首玉ヲ切ルノ大決心ニテ之ヲ斷行スルノ覺悟

明治三十八年五月大谷派本願寺
改革案ノ起草ヲ木村匡氏ニ依頼
シタル書簡ノ一節

- 一、各連枝ヲ始メ一山ノ團結力ヲ鞏固ニスルコト
- 一、財政ノ整理ト云フヨリ寧ロ寺法改革案タルノ實アルコト
- 一、整理ノ實効上ラサルハ畢竟本山ノ債務ハ其實門徒ノ負擔ニシテ本山ハ内心ニ於テ深ク苦痛ヲ感セサルヲ以動モスレハ之ヲ等閑ニ付シ門徒ヲシテ益々損害多カラシムルニ至ル人道上本山ハ其責免レサルコト
- 一、タク鉢ノ報捨主義ハ祖師達開山經營ノ際又ハ殿堂再建等ノ場合ニ適シタレトモ（其經營物カ集金ノ動機トナル）平時守成ノ場合ハ強成ノ手段ニ依頼スルヨリ外道ナキコト
- 徳川三代家光ノ威壓式ヲ適用スルヲ可トス
- 一、本山ノ債務整理ノ義務ハ之ヲ末寺ニ賦課シ強制的ニ履行セシムルコト
- 一、末寺ニシテ本山ノ命令ヲ奉セサルモノアル時ハ僧籍ヲ剝奪シ且檀家沒收ノ嚴罰ニ處スルコト
- 從來本山整理ノ徵收金ハ末寺自身ノ財源ヲ枯渴セラル、恐レアルヲ以テ彼等ハ種々ノ口實ヲ設ケ陰然之ヲ妨害シアルヲ以今回ノ如キハ尙一層反抗スルモノ多カラシムル九千餘末寺中反僧三千位ノ首玉ヲ切ルノ大決心ニテ之ヲ斷行スルノ覺悟ヲ要スルコト
- 一、債權者ニ對シテハ改革斷行間中一般ニ六ヶ月間延キヲ乞フコト承諾ナキモノハ自由行動ニ任スルコト
- 右ノ外要領ノ廉々素ヨリ御考案被下候ハ、多々可有之候間可然之ヲ一ノ文章體ニ御綴リ充分法主ニ感動ヲ與ヘ候ハ貴兄ニ依頼スルヨリ外無之候

再建等ノ場合ニ適シタルモノ（其經營物ヲ集金ノ
動機トナル）平時守成ノ場合ハ強成的手段ニ依頼
スルヨリ外道ナキコト

徳川三代家光ノ威壓式ヲ適用スルヲ可トス

一、本山ノ債務整理ノ義務ハ之ヲ末寺ニ賦課シ強制的
ニ履行セシムルコト

一、末寺ニシテ本山ノ命令ヲ奉セサルモノアル時ハ僧
籍ヲ剝奪シ且檀家沒收ノ嚴罰ニ處スルコト

從來本山整理ノ徵收金ハ末寺自身ノ財源ヲ枯渴
セラル、恐レアルヲ以テ彼等ハ種々ノ口實ヲ設
ケ陰然之ヲ妨害シアルヲ以テ今回ノ如キハ尙一層
反抗スルモノ多カラシムルヲ以テ九千餘末寺中反僧三千位
ノ首玉ヲ切ルノ大決心ニテ之ヲ斷行スルノ覺悟
ヲ要スルコト

一、債權者ニ對シテハ改革斷行間中一般ニ六ヶ月間延
キヲ乞フコト承諾ナキモノハ自由行動ニ任スルコ
ト

右ノ外要領ノ廉々素ヨリ御考案被下候ハ、多々可有之
候間可然之ヲ一ノ文章體ニ御綴リ充分法主ニ感動ヲ與
ヘ候ハ貴兄ニ依頼スルヨリ外無之候

な所爲に驚異の眼を瞠り、窃にその前途を危むものがあつた。翁が東北の僻地から關西財界の本場に乗出し、天下知名の資本家が皆投資に躊躇するのを冷視し、衆議を斥けてこの舉に出たのは、眞宗が古來權門勢家の援護に頼らず、偏に民衆信心の同行者を以て非物質的に結合してゐる點に於て、恐るべき力の潜在する本邦唯一の大教團であると信じたからである。

爾來本願寺當局は翁の同情に満ちた愛山護法の處置に感激し、上下舉つて財政の整理革新に努力したので、期年ならずして大負債を完全に辨濟することができた。

な所爲に驚異の眼を瞠り、窃にその前途を危むものがあつた。翁が東北の僻地から關西財界の本場に乗出し、天下知名の資本家が皆投資に躊躇するのを冷視し、衆議を斥けてこの舉に出たのは、眞宗が古來權門勢家の援護に頼らず、偏に民衆信心の同行者を以て非物質的に結合してゐる點に於て、恐るべき力の潜在する本邦唯一の大教團であると信じたからである。

爾來本願寺當局は翁の同情に満ちた愛山護法の處置に感激し、上下擧つて財政の整理革新に努力したので、期年ならずして大負債を完全に辨濟することができた。

箱清水前山國有林下辰

齋藤家宅地の南境から西南の方、隣村北村の箱清水部落

箱清水前山
森林

に沿ひ南端旭山の麓舊石巻街道に至る地域は、北村字箱清水前山國有森林と稱して、老杉古松其の他の雜木蔚生し、丘陵起伏廣袤數十町に渉る森林である。舊藩時代にはこれを前山御林と稱へたが、七代善次右衛門は我が邸宅地續のこの大森林を手に入れようとして、天保十五年四月當時藩制の慣例であつた志願獻金五百五十兩を藩主に献上し、その賞として、御林のうち邸宅接續の八千坪を下賜された。翁の父八代善次右衛門は先代の志を繼いで、更に慶應三年正月同じ條件で金千六百兩を献上して、御林の殘全部七萬百五十坪を下賜された。

森林上地

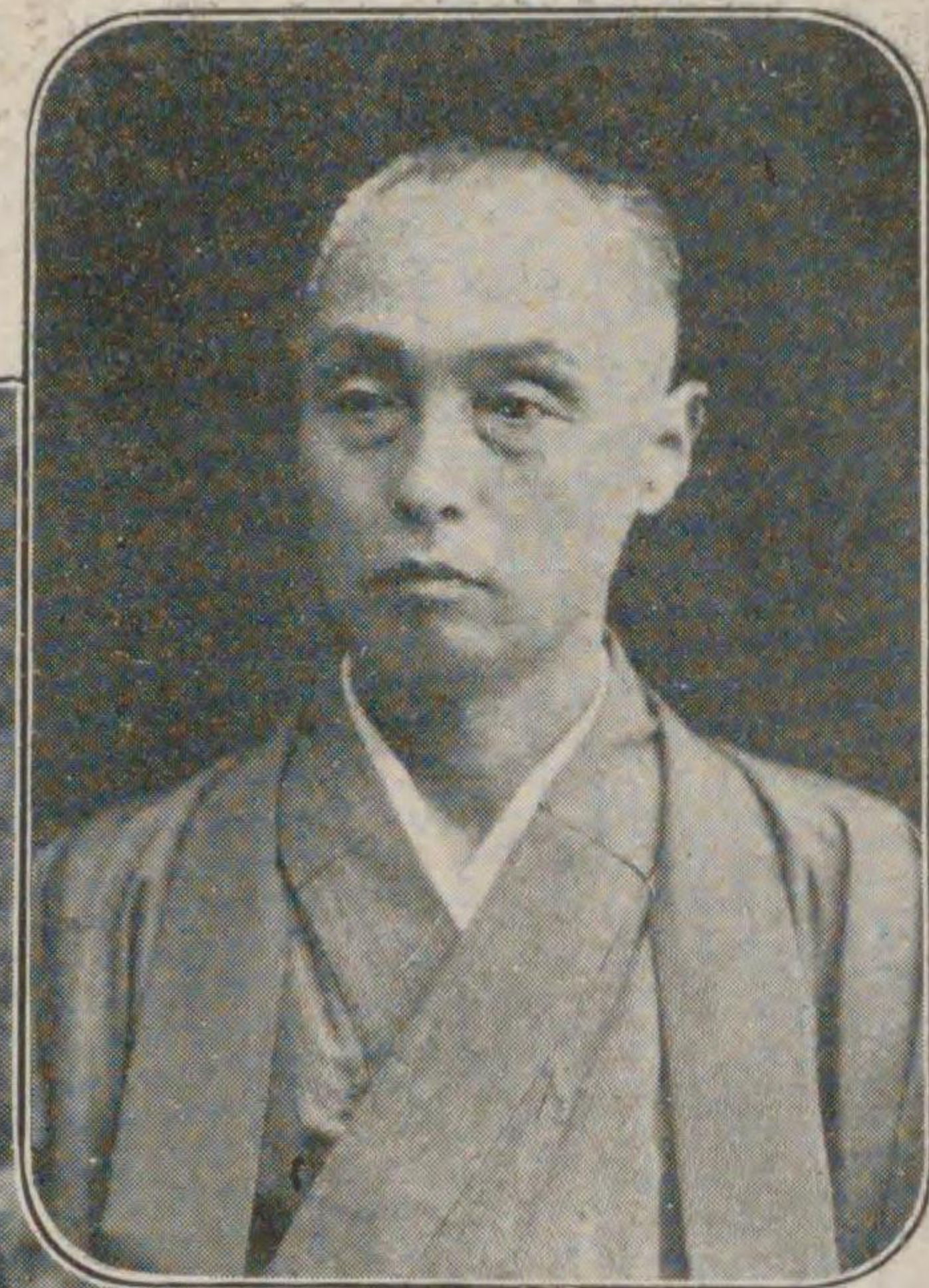
廢藩置縣の際この地方は石巻縣の所轄となり、仙臺藩廳から引繼の際、北村村吏は御林を官有に編入した。齋藤家では大に驚いて、地籍組入違の訂正を後見廉吾から屢願出

山林地所下
辰願

たけれども許容されず、重ねて願出ようとしても、世は戦亂の混雜治らず、家は脱走兵の狼藉に遭ふなごで、證據書類が思ふ通りに整理ができず、纔に御林の歸農開墾を願つたけれども、これも目的を達しなかつた。翁成年に達した後、祖父と父とが巨額の獻金をして取得したこの森林の土地されたことを非常に遺憾とし、亡父生前の志を満足させようとして、先づ故老に訊し舊家に索めて關係書類をあさり、苟もこの事に關した書類は斷簡零墨といへども攻究を怠らないこと十餘年、證據物が略整頓したので、明治二十年四月仙臺の田邊匡則を代人として山林地所下辰願といふものを宮城大林區署に差出した。二十三年四月農商務省から、山林下辰に關する事項は自今總て地方廳の取扱とする旨の訓令が出て、かの下辰願書は宮城大林區署から宮城縣廳

に移送された通知を受けたので、更に宮城縣知事に歎願書陳情書、辨明書等を何回となく差出したが、遂に明治二十五年四月願意聞届け難い旨の指令を交付され、殆ど絶望の状に陥つた。

この下戻願につき、かく少からざる障害を來した一因は、北村字箱清水區二十餘戸の村民が舊藩時代以來この森林の枯損木又は雜木の拂下を特許され、これを薪炭用として生活の一助にして來た慣例を破られるのを恐れ、又一般村民は此の大森林が無償で他村の人の手に歸するのを遺憾とし、更に又隣家の遠藤某が從來この森林を我が物の如く自由にしてゐたのを、今一個人の手に歸すれば我が自由を奪はれるかの感を抱き、これらが下戻反對運動を諸方面に試みたためである。



五十六歳
(明治四十二年)



歳三十五
(年九十三治明)



(寫年三正大)

園 樂 清



(寫年三正大)

亭 樂 清

請 森林下戻申

翁はこれらの事實を口頭或は書面で明確に辨疏し、當局の公平な裁斷を求めたけれども、その効果を見ることのできなかつた。その後八年を経て、三十二年四月法律第九號で國有土地森林原野下戻法といふのが發布され、地租改正又は社寺土地處分及府縣設置後土地處分を受けたものは三十三年六月三十日限主務大臣に下戻の申請を爲すを得ることになつた。翁はこれを法律家に研究してもらつたが、かの森林の件もこの法律によつて下戻を申請し得るものであることを知り、三十三年六月二十八日一切の證據書類を具して森林下戻申請書を農商務大臣に差出した。爾來幾回となく交渉を重ねたが、三十八年に至つてかの森林の一部の下戻を許され、その他は不許可になつた。翁は大に憤慨し、専門法律家に研究を託して勝算あるを知り、三十

行政裁判

森林無償下
戻

八年三月末、國有林下戻請求の訴狀を行政裁判所に提起し、農商務大臣と辯論を續行すること十數回、遂に四十二年十一月六日全勝の判決が下り、十二月十三日彼の地域立木現在のまま無償引渡を受け、茲に二十餘年の宿望を遂げた。

開運山
無一庵
清樂亭

翁は自ら此の森林の全部を踏査し、東端の最高所に到つた時、ここが背に旭山の靈峯を負ひ、前に廣淵沼を隔てて遙に太平洋を望み、風景の絶佳なるを喜び、宿願成就の記念として、これを開運山と名づけ、荆棘を開き沮洳を通じ、溪間に果樹を栽ゑ、四十三年三月山頂に一亭の建築を創め、翌年一月落成して、之を無一庵と名づけ、三十五年黄金岡に造營した清樂亭(松陰書屋)と共に四季燕息の所とした。

石器時代遺
跡發掘

邸宅から開運山まで道路を拓いたとき、太古の土器石器を掘出した。四十三年七月坪井正五郎博士を聘して發掘



翁藤齋 寶の峰 坪井博士

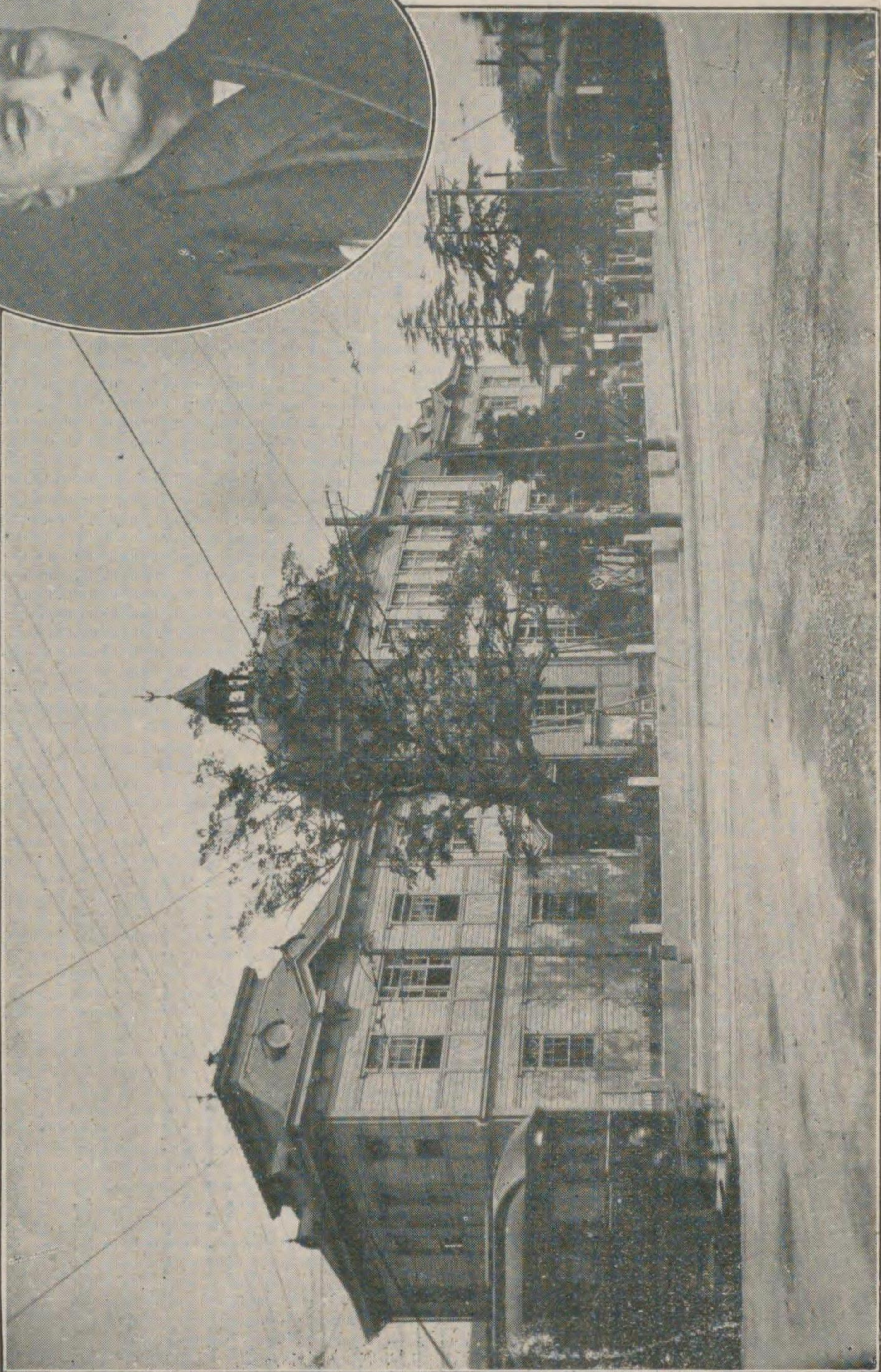
明治四十四年七月石月器時代遺跡發掘

齡を延ぶる桃生の郡常に進む前谷地村に善を以て名とする齋藤氏其邸内奇しき謂れある黄金ヶ岡より目出度由緒ある開運山に掛けて太古の遺物多くを得られしとて余の來遊を望まれたり此頃暇を得て來り見るに其地は正しく石器時代の遺跡にして遺物の種類も豊富なり其中に一つの土器あり形そるばんの玉に似たり此家のいやが上に富み榮ゆるしるしをも見つべし此所彼所掘り試みに殊に多くの物を得しは世を照す旭山に對ひて枝葉茂れる樺の大樹の邊りなり實査の記念に其地にふさはしき名を下してよこの懇ろなる需め辭し難く金銀ひさり貴きにあらす智識の富又忘るべからず世に謂ふ瓦礫も學びの道の寶と云ふ可ければ寶の峯など如何ならんか主人に語りし言葉のまゝを

明治四十三年七月の末

坪井正五郎識

五十八歳（明治四十四年）



齋藤翁の寄附によりて成れる宮城縣圖書館

（昭和三年寫）

寶の峰

したのが、今の善右衛門君の手で整理され、清樂亭に陳列されてある。遺物の最多かつた所を坪井博士は寶の峰と名づけた。

投資の手腕

翁は理財の天才であつて、事業の見込外れをしたことは曾てなく、投資は順調に回収し、之に利子を加へて更に運轉するから、資本は益豊富になり、一方では生活が質素であるから、家産は殖えるばかりである。

理財の天才

大口な貸付

随分大口な貸付をした。彼の大谷派本願寺へ二百萬圓を貸付けたやうな事は、普通の人の能くする所でない。かういふ大口な貸振は銀行や資本家が躊躇するから、知名の實業家事業家で、各地からわざわざ桃生の片田舎に翁を訪

不思議な貸方

れて援助を乞ふものが少くなかつた。一時は普通でない貸方もした。即ち明治四十二三年頃金融が非常に緩漫で回収の甚むづかしかつた時でも、對手さへ確實なれば、勸業銀行が貸出した一番抵當に對つて更に二番抵當として融通に應じたことがある。これは一見した所では了解に苦しむことであるが、翁の見る所は頗慧敏で、若し一番抵當が支拂へぬ時は自身が肩代をして勸銀へ返濟してやり、更に一番二番の抵當を全部引受けて貸すので、自然勸銀と競争する姿になつた。

資金の固定
督促

資金の固定することは翁はさほご恐れない。銀行や普通の資本家のやうに他人の資金を融通するのではなく、全部自家の豊富な資金を以てするからである。債務者の督促なども餘り嚴重ではなく、先方の都合に依つては二年も三

利息

年も待つのであつた。利息も世間で悪評するやうに無法な高利では決してなかつた。唯、返濟が後れるほご利に利が附いて債務が増す上に、翁は貸した金は必ず返濟を受けるものと固く信じてゐて、對手の態度が誠意を缺けば一歩も假借しないから、極めて苛酷なやうにも誤解されたのである。

資金借入

翁は豊富な資本を有つてはゐたけれども、金融を手廣くする際には、手持金で満足せず、個人又は銀行から借入をして之に充てた。例へば、山口店の買収には、仙臺の金須から一萬圓、桃生の高橋から五千圓、福島縣の角田から五千圓、都合二萬圓を借入れて支拂を了し、又前谷地村に在る所有田地に對しては、安田銀行に抵當權を設定して借越契約をしてゐたが、其の抵當權を解除したのは約十年前のことであ

事業投資

る。而して斯の如く手持金の遊んで居ないのが翁の最満足する所であつた。

翁は不動産に對して貸付をしたばかりでなく、種々の事業にも投資した。茨城無煙炭坑、九州三笠炭坑等に約二百九十萬圓、神奈川の埋立事業に百六十萬圓を投じた。日露戦役の直後、我邦の領土と決したばかりの樺太西海岸の孤島海馬島の漁業に數十萬圓を投じたなどは、一見極めて危険な放資のやうであつたけれども、固より翁の綿密な調査と周到な用意から出たので、數年ならずして完全に回収し、同地方の漁業の基を開いた。又宮城縣の山河の配置が電気事業に最適してゐることに著眼し、これが振興發達を助成した金額は二百萬を起えてゐる。亦以て翁の公益に對する精神を窺ふべきである。

安田善次郎の評

資産

翁はかく理財上の識見と投資の手腕とが尋常でなかつた。曾て安田善次郎と會見した時意氣相投じ、安田は翁を激賞して、實に珍しい人だと言つた。

翁の資産は明治四十四五年頃、小作人約六千人、作得米二萬俵といはれた。其の後仙北地方に多くの田地を買収したから、晩年の頃には其の倍數にも上つてゐたであらう。

齋藤株式會社設立

明治四十二年十二月翁は家の全財産を擧げて齋藤株式會社を組織し、一家一族及従業員に資を分けて株主にした。會社は創立以來順調に發達し營業上多大の便益を與へてゐる。

後見の手を離れて一家の全權を握つた二十五歳から、齋藤株式會社を起した五十六歳までの三十餘年を顧ると、實に波瀾重疊ともいふべき生活であつた。山口店の買収で富を増し、森林下戻に成功して父祖の遺志を完うした喜もあり、獄裡に冷い月日を送らねばならぬ非運にも遭ひはしたが、この間を一貫した翁の明敏な穎才と強固な意志とは、翁の富を殖すばかりで、終に幾千萬の富豪として勢は東北は言ふに及ばず、北は北海道、西は京濱から京阪、遠く九州の果までも及んだ。

同時に翁は老年期に入つた。而して翁はこの財産をそのまま子孫に遺して満足するには餘りに賢明である。これが最有效な處分法は當然次いで考へられねばならぬ問題になつた。

奉仕時代

教育事業

翁の教育事業は既に前の時代の末、福島疑獄事件の終結した頃から計畫され、先づ明治三十四年八月育英貸費事業として實施された。

育英貸費を翁は一種の慈善であると考へ、凡そ慈善事業は、餘り世間の目に立たないで慈善の趣旨に適ひ且效果あるものたるべく、自己の名譽の爲にし報復を求めらるやうな私欲野心を狭むものと誤解されることを避け、陰徳を施すものであることを望んでゐた。而してかくの如き事業を選択するために翁は出京毎に識者の意見を聽き、多數の意

業
育英貸費事

慈
善

見が育英事業を最適當とするといふことに一致し、亦略、我が平素抱懷する所と合致したので、之を實行することに決心した。

爾來育英事業を實施してゐる各地に照會して規則成績等に關する參考書類を蒐め、從來仙臺にある養賢義會、造士義會の規定をも參照して、慎重精密に調査研究し、長を採り短を補ひ、自身の意見をも加へて貸費規則を作成した。その大要は、近きより遠きに及ぼす方針により、貸費生を先づ舊仙臺藩封内のものと限り、漸次汎く東北各縣に及ぼすこととし、程度は高等專門學校以上に限り、學科は實業方面を第一として、順次法文諸科を採ることとし、新聞紙に廣告して志望者を募り、決定は教育家、宗教家、法律家、實業家數名から成る評議員の銓衡に一任し、自己の意見を狹んで之を掣

肘したり、情實に捉はれて公平を失する弊を避けることを期した。此の事業の調査には實に前後三年の日月を費し、三十四年春諸般の準備が略々整つたので、五月一日祖先例祭の日、一家一族及従業員に對してその趣旨を演達し、八月事業を開始した。(遺稿 參照)
この育英貸費事業は財團法人齋藤報恩會の事業開始の時まで繼續されたが、その費用は九萬三千二百餘圓に上り、貸費の狀況は左表の通である。

(大正十二年現在)

學校程度	卒業	在學	中途廢止	貸費中死亡	計
大學及大學程度	七三	一	九	一	八四
高等專門學校程度	一三三	一	一	六	一五〇
中學	七	一	二	二	一二
計	二一三	二	一二	九	二四六

※ ※ ※

明治四十年六月政府が仙臺市に東北帝國大學を設立することに決したのは、仙臺をして東北の學都たる實を擧げしむべき機運を促進するものであつた。然るに、仙臺市には、學徒の攻學、一般市民の向上に最必要な圖書館が、縣立のもの一つあるけれども、その建物も内容も甚貧弱である。翁は大に之を歎き、自ら應分の寄附をなし、縣費の支出と相待つて之を新式に改築し、その門牆庭園等をも改造して小公園となし、市に一美觀を添へ、併せて館の内容を充實して學都の實を擧げる一端にしようと志し、之を時の龜井知事に諮つて賛成を得た。そこで東京を始め京都、大阪、名古屋等の各地に於ける圖書館を實地について調査した結果、仙臺市に於ける圖書館の建築費は約五萬圓で足る見込が立

つたので、四十二年六月條件附で圖書館建築費の内へ一萬圓圖書購入費一萬五千圓の寄附を出願した。その時の寺田知事は金額及條件に就いて異見あり、尙引續き寄附の懇談があつたので、翌年六月建築費五萬圓を條件附で寄附することを願出た。此の條件も亦縣の意見と一致せず、縣は再應翁の反省考慮を懇請したので、更に條件を改めて、五萬圓を建築費として提供することとし、同月二十七日許可の指令に接した。その條件とは、一、此の金額は圖書館新築費にのみ充てること、二、圖書館新築とともに、縣は相當の縣費を投じて、その門牆及庭園その他の設備を完成すること、三、縣は新築落成後向五十年間圖書購入費として毎年三千圓を縣費から支辨すること、四、新築圖書館は寄附者の承諾なくして之を取毀ち若は寄附者の目的以外に使用せぬこと

の四箇條である。此の寄附願が許可せられると、縣は圖書館の本館、倉庫、附屬建物を併せて約九百坪の建築設計を立て、四十四年三月工事に着手し、翌年三月全部の竣功を告げて、仙臺市に一美觀を添へ、大に讀書子に便益を與へることになつた。

大正八年圖書館から博物標本購入の懇請があつたが、直に之を承諾し、五月之が基本金として一萬圓を寄附し、之から生ずる利息を標本購入費に充てて、館の内容充實を圖ることとした。これに對し同年十一月十一日紺綬褒章を賜はつて表彰された。

※ ※ ※

教育者が汎く各地の教育状況を視察し知見を廣くすることは、其の教育の効果に大なる利益あるのは言ふに及ば

教育者視察
費寄附

圖書館備付
博物標本購
入基本金寄
附

ぬ。翁はこの點に著眼し、宮城縣下教育者縣外視察費として大正三年以降毎年金一千二百圓、同九年以降は毎年金一千三百圓を寄附した。

宗 教 事 業

宗教の要求

翁が老年に至つて衷心から宗教的要求に驅られ、安心立命のために時々高僧智識を招聘してその講説を聽いた。我が財産の處分に關して超人間的の存在を認めめたことは齋藤報恩會設立の趣旨によつて明かに窺ひ知られる。

祖先以來の宗旨は眞言宗であつたが、この宗旨は教理が幽玄深遠で實生活と懸隔ある觀のあるのに嫌らず、大正四年六月平易通俗他力易行の淨土眞宗に改宗し大谷派本願寺の熱心な信者になつた。これはこの派との十年以來の

改 宗

財政的關係が因縁をなしたとも思はれる。

翁は自ら佛教の求道者であつたばかりでなく、改宗後は毎月二回住村及其の附近の村落の信徒を自宅に集めて説教を公開し、翌五年には仙北同行講を組織して、宗教的安住と人心淨化とを計ることに盡力した。大谷派本願寺東北別院改築の時も陰に陽にその完成に援助の勞を吝しまなかつた。

大正四年東京帝國大學教授村上專精博士が翁の宅を訪問して同大學に佛教哲學の講座を設ける必要を説いた。翁はその研究資金として大正五年以降毎年金千圓を寄附することを承諾した。

大正六年には眞宗大學教學資金として金二萬圓を寄附し、更に布教傳道費基金として金一萬圓を大谷派本願寺に

仙北同行講

佛教哲學研
究費寄附

眞宗大學教
學資金寄附

布教傳道費
寄附

寄附してその活動を援けた。

財團法人齋藤報恩會創立

翁の掉尾の公益事業であり、財産處理法の一であつたのは、財團法人齋藤報恩會の創設である。

報恩會設立の趣旨は、大正十年十月十二日創立評議員會に於ける演説に之を盡してある。その要點を摘んで言ふと、翁の言に従へば、人間は欲望を有つてゐるために生活ができる。而して此の欲望は神佛の如き偉大な力のあるものが人間の生れると同時に本能として之を與へたのである。故に人が欲望のために勤勞して獲たものは總て私のも物でなく天物である。それで人はその分限を越えて財産を浪費してはならぬ。生活に要する以外のものは之を公

趣旨

共の事に提供して報恩の實を擧げねばならぬといふにある。此の趣旨は先づ十年八月家人に訓示し、十月の創立評議員會で一般に發表したのである。(遺稿参照)

寄附行爲

此の事業の方法は寄附行爲に定められてゐる。その大要は國運の進展に資せんがため、精神上物質上必要と認むる事業の創設及幫助をなす目的を以て、翁は金三百萬圓を出捐して、之を基本金とする財團法人を組織し、基本金は永遠に之を保存し、これから生ずる収益其の他の収入を以て、東北地方特に仙臺市を中心として、學術研究、産業開發、社會改善の三事業を行ひ、五名の理事、二名の監事、十名以上十六名以内の評議員を置き、理事のうち一名の理事長には設立者又は其の家督相續人なるのである。大正十二年二月二十日主務省の認可を得、規定によつて、翁が理事長の職に

就き、直に事業を開始した。

報恩會の設立に就いて、翁は汎く學者や實際家の意見を徴して決したのであるが、財産を公益事業に提供するといふ根本主義は翁自身の思想に立脚してゐることは、前述の如くである。而して此の事業は資産を永遠に減損することなく、又子孫をして高尚な事業に關係せしめる點に於て財産處理法として實に賢明な處置と謂はねばならぬ。

三百萬圓出捐のことが發表された時、世人は事の意外なのに驚き、或は翁の心事に疑を抱くものも少くなかつた。けれども、事業の進捗するに従つて翁の眞意が漸く了解され、事業は役員諸氏の同情と援助とに依つて有効に發展し、今日では我が國に殆ど比類のない公益財團として内外に名聲を博しつつある。今創立以來の事業の概況を示せば

左表の通である。

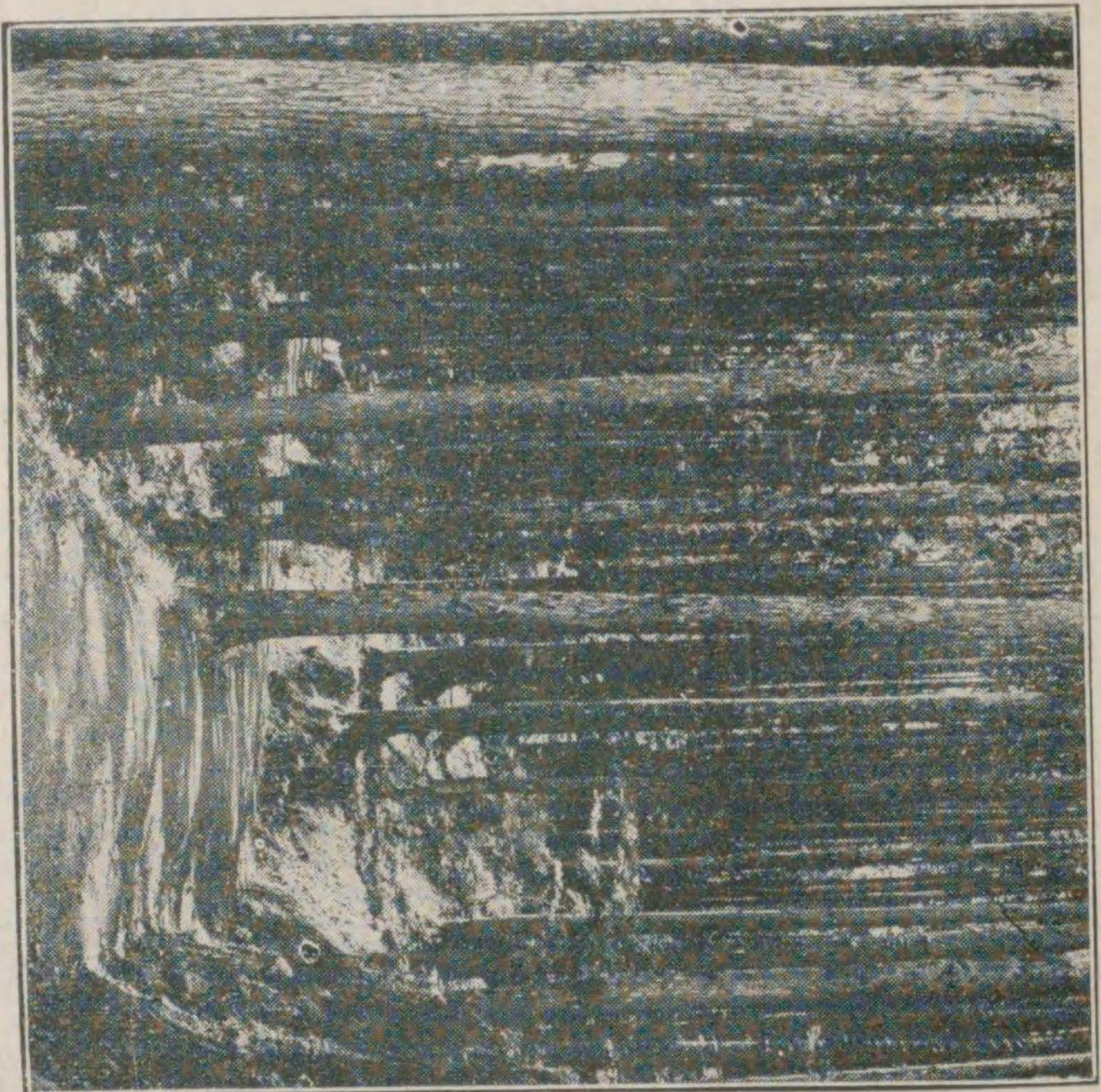
事業の概況

事業の概況	大正十二年度		大正十三年度		大正十四年度		大正十五年度		昭和二年度		昭和三年度	
	件数	経費	件数	経費	件数	経費	件数	経費	件数	経費	件数	経費
學術研究事業	三	一九、四九四	六	一五、〇六三	三	一四、一六七	三	一四、〇七五	四	九五、八二二	四	七一、九二七
産業開發事業	一	一五、〇〇〇	一	一五、〇〇〇	一	五、八四三	一	九、八七九	二	三二、四九九	二	三三、一四七
社會改善事業	四	三、七〇〇	二〇	四九、二四三	二	四、八三〇	一五	四三、八五三	一五	四六、三三七	一五	四三、一九〇

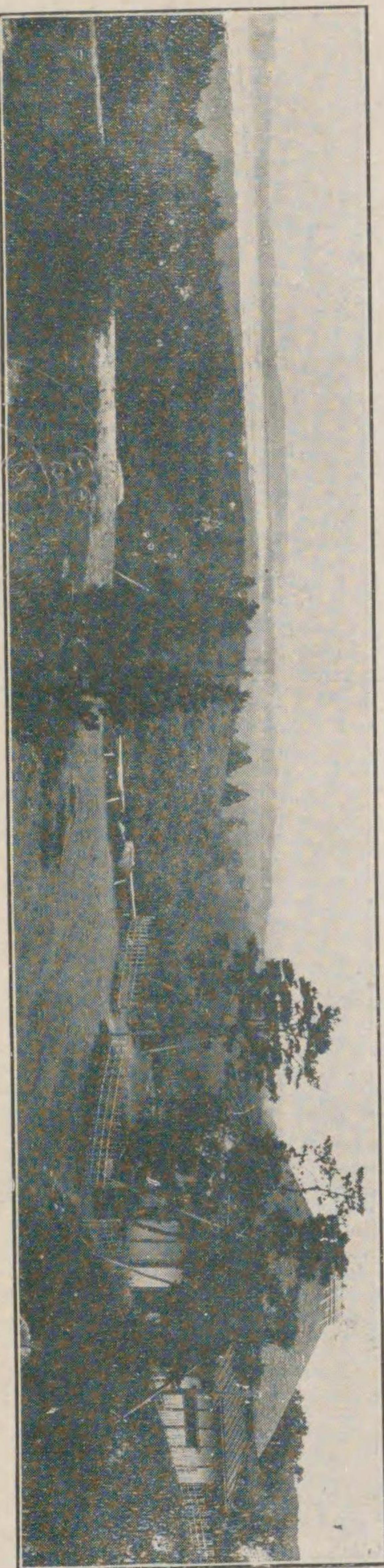
翁は報恩會事業開始後僅に二年半で長逝し、之が十分の發達を見る事ができなかつたのは甚遺憾であるけれども、後繼理事長善右衛門君は克く先代の遺志を體し、熱心に且興味を以て事業を掌理して居られるから、會の前途には刮目して待つべきものがある。

仙臺信託株式會社創立

翁の生涯の最後の事業は信託會社の創立である。



長者林 (大正三年寫)



(寫年三正大)

沼淵廣

望展山運開

庵一無山運開

趣旨

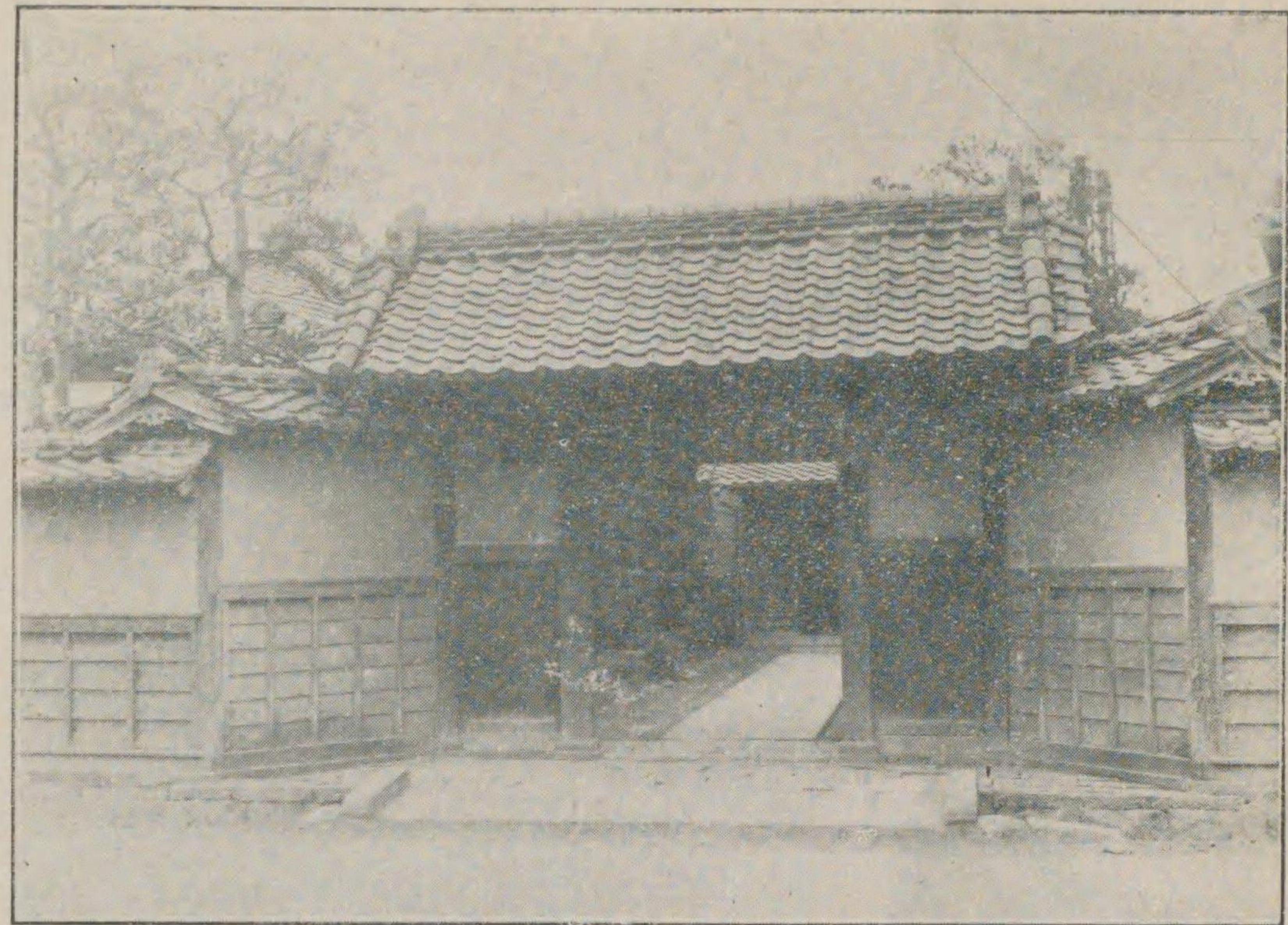
創立

開業

大正十二年一月信託法及信託業法の發布せらるるや、翁は信託業の將來大に有望なことを認め、信託會社創立の志を起した。然るにこれには巨額の資本を要し、又その根柢を鞏固にするには一流資産家を糾合する必要があつたので、宮城縣下の重なる富豪に對し、信託業の現代に適應する經濟界の重要機關であり、將來最有望な事業である所以を説いて勧誘したところが、堅實深慮の翁の主唱であるから、忽ち共鳴者が續出し、多數の賛同者を得た。そこで翁は自ら進んで創立委員となつて會社組織に著手し、社名を仙臺信託株式會社とし、資本金三百萬圓、六萬株の半數は翁が引受け、大正十三年十二月創立總會を開くに至り、翁は取締役社長に選ばれ、直に開業の申請を主務大臣に出し、翌十四年三月認可の指令に接し、四月十五日營業を開始した。

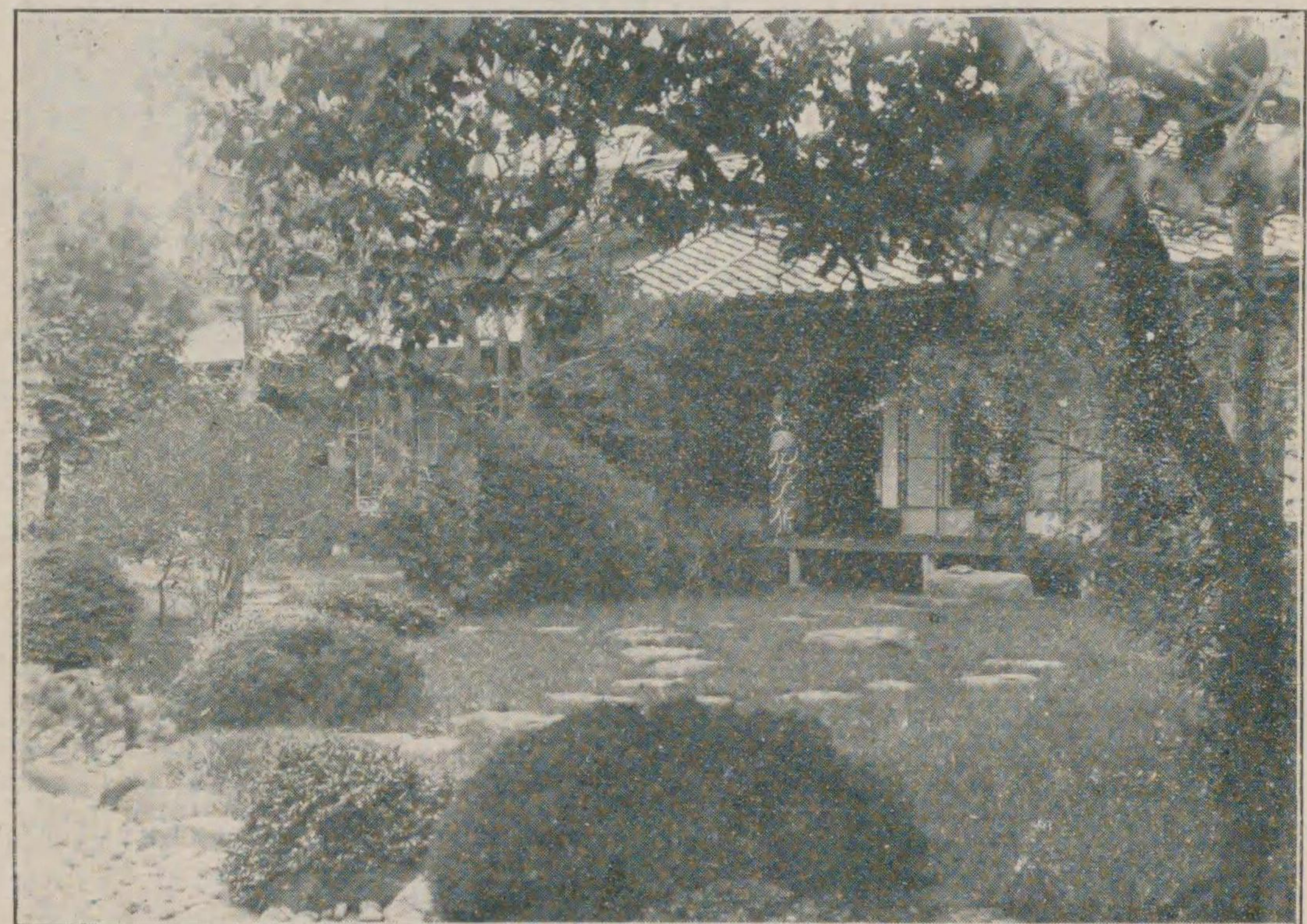
經歴

一〇三



(寫年三和昭)

會恩報藤齋人法團財
(丁番二東市臺仙) 邸別家藤齋



(寫年三和昭) 室の馬終翁藤齋 上 同

設立の動機

翁は自家の財産を以て齋藤株式會社を起した外は、會社に關係して其の役員になつたことは殆ど皆無であるのに、此の信託會社の設立に熱心に盡瘁した動機は抑、何であらう。思ふに、信託業を利用して我が流動資本を大に活動せしめるためか、然らざれば總資産を安全に有利に、將來永く運用する機關たらしめるためであつたのだらう。惜しいかな創立後四箇月で病歿し、會社業務に於ける翁の手腕を見ることができなかつた。

病歿

中風症

大正十二年一月三十一日午後、翁は書齋で家の人と談話をしてゐる中に、突然中風症が起つて四肢の自由を失ひ、言語が通じなくなつた。一家大に驚き、急いで東北帝國大學

發病

の熊谷岱藏博士の來診を乞ひ、療養看護に努めたが、就蓐二箇月餘で大に快方に赴き、漸次健康を恢復した。けれども、七十歳の老軀に此の大患であるから、爾來氣力が昔日の如くならず、家政は後嗣に一任して、専ら讀書詠歌の閑靜な生活を送つて居た。

十四年五月齋藤報恩會の理事會並に仙臺信託株式會社の重役會に出席するために仙臺に出て、東二番丁の別邸に滞在し、用務が終つて二十二日前谷地の本邸に歸らうとする時身體に異常を感じたので、出發を見合せ、床に就いて醫療を加へた。初は感冒のやうで、さまで重症でもなかつたが、追々腎臓に故障が生じ、食欲不振、身心倦怠、漸次衰弱が加はつた。特に懊惱苦痛の状もなく、意識も明晰だつたが、老齡のために、終に七月二十五日午前二時四十分この偉人は

逝 去
敍 勳
法 名
告 別 式

七十二歳を一期として逝去した。危篤の趣天聽に達し、多年國家社會に盡した功勞により、勳三等に敍し、瑞寶章を授與される。大谷派本願寺法主彰如上人は親しく法名を弘濟院釋清樂と染筆して贈つた。蓋、宗門の特例だといふ。二十七日正午から午後二時までの間、別邸で告別式を行つて官民多數の弔問を受け、同日午後三時發遺骸を前谷地の本邸に移し、二十八日午後一時から三時までの間、更に本邸に於て告別式を擧げ、生前の遺命に依り、隣村北村箱泉寺境内の火葬場(これは翁が生前に自費を投じて建てたのである)で荼毘に附した。尋いで龍石寺山上代々の塋域に墓を營み、十五年七月二日遺骨を埋め、累代墓と其の傍に法名碑とを建てた。

※

※

※

火 葬
埋 骨

遺族は翁の逝去を通知すると同時に、遺言に依り、弔辭香奠供物等の寄贈を辭退したので、弔辭の如きも僅に十通を受けただに過ぎない。そのうち三通を左に掲げる。

宮城縣知事上田萬平氏

嗚呼我カ齋藤善右衛門翁勤儉力行終始一貫近代稀ニ觀ル奇傑ノ士ナリ今ヤ溘然トシテ逝ク痛惜曷ソ勝ヘン翁元一介ノ士明治ノ初驪然志ヲ立テ、既ニ受ケシ所ノ秩祿ヲ藩廳ニ奉還シ去ツテ桃生郡前谷地村ニ歸農セリ爾來茲ニ五十餘年時ニ或ハ選ハレテ戶長村長縣會議員等ノ公職ニ任セラレ或ハ衆議院議員ノ重責ニ膺リシモ恭謙ノ性暫クニシテ之ヲ辭シ專ラ力ヲ産業經濟ノ方面ニカメ勤儉克ク産ヲ治メ刻苦常ニ業ヲ勵ミ孜孜營々終ニ能ク天下ノ富ヲ聚メ東北第一ノ素封家ト稱セラル、ニ至レリ常ニ曰ク人タルモノ自己勤勞ノ力ニ由ツテ得タル財産ハ悉ク是レ天財タレハ自己應分ノ生計ニ費スモノ、外濫リニ之ヲ費消セハ必ヤ天孽ヲ免レスト是ニ於テ自ラ隣保鄉黨ノ小ヨリ國家社會ノ大ニ至ル迄深

弔 辭

ク心ヲ公益ノ事業ニ留メ資財ヲ抛チテ其興隆發展ノ資ニ供セリ則チ育英ノ事業ニ在リテハ或ハ有爲青年ノ爲ニ學資貸與ヲ開始シ各其志ヲ遂ケシメ或ハ縣立圖書館建築ニ助力シテハ巍然タル館舎ノ聳立ヲ見教育振興ノ一助トシテハ縣下教育者縣外視察ヲ獎勵シテ教育改善ニ力メシム而シテ彼ノ報恩會設立ニ至リテハ實ニ我カ仙臺ヲ中心トセル東北ノ教育文化學術研究ニ貢獻シ國家社會ノ幸福増進ニ裨益セントス其ノ効果ノ偉大ナル洵ニ刮目スヘキモノアリ其ノ他各般ノ事業中佛教ノ宣布ニヨリテ人心ノ安定ヲ圖リ殖産興業ノ投資ニヨリテ金融企業ノ利便電氣事業ノ發達農事ノ改良ニ力メ勤儉貯蓄ノ獎勵實行ニヨリテ隣里緝睦思想善導民風改良ニ資スル等翁ノ投捨義捐セシ金實ニ三百二十三萬餘圓ノ巨額ニ達セリ其功績豈著大ナラスヤ宜ナル哉朝廷其ノ功ヲ録シ金銀ノ天杯ヲ下賜セラル、コト前後九回ノ多キニ及ヒ又紺綬褒章ヲ賜ヒテ之ヲ表彰シ給ヘリ特ニ畏クモ 皇太子殿下並ニ伏見宮殿下ノ台聞ニ達スルアリ辱クモ 令旨ヲ賜ハリテ其ノ事ヲ獎順セシメラル翁感泣益報效ノ念ヲ固ウセリ翁ノ名譽事業洵ニ以テ後昆ニ傳フルニ足レリ若シ

夫レ翁ノ質實剛健勤儉力行ノ行狀ヲ見聞スルニ至リテハ誰カ感奮興起セサラン所謂懦夫モ志ヲ立ツル有ルヘシ嗚呼偉ナル哉今ヤ社會ノ風潮日ニ輕浮ニ趨キ驕泰遊惰將ニ俗ヲナサントスル時ニ方リ此ノ奇傑ノ士ヲ喪フ豈啻ニ我カ宮城縣ノ不幸タルノミナラス洵ニ國家ノ爲長歎痛哭ニ堪ヘサルナリ茲ニ恭シク哀悼ノ至誠ヲ表シ以テ翁ノ靈ニ告ク

日本赤十字社長平山成信氏

日本赤十字社宮城支部商議員佩有功章特別社員齋藤善右衛門君ハ夙ニ本社ノ趣旨ヲ協賛シ社資ヲ幫助セラレタルノミナラス大正十三年宮城支部診療所開設ニ際シ特ニ其資ヲ寄贈セラレ且ツ診療所將來ノ經營費ヲ繼續幫助セラル君ノ篤志ハ本社ノ深ク感謝スル所ナリ今ヤ溘然長逝セラル洵ニ哀悼ノ至リニ堪ヘス茲ニ恭シク弔詞ヲ呈ス

大谷派本願寺

敬 弔

院 釋

四 禪 線 端

依 祖 師 之 化 導

覺 悟 花 鮮

自 信 教 人 信

在 世 之 間

今

大 正 十 四 年 乙 丑 七 月 廿 五 日

命 終 之 業 成

嗟 呼

五 蘊 化 和 體

依 回 向 力

貫 人 身 針

聽 因 位 之 本 誓

惑 障 雲 霧

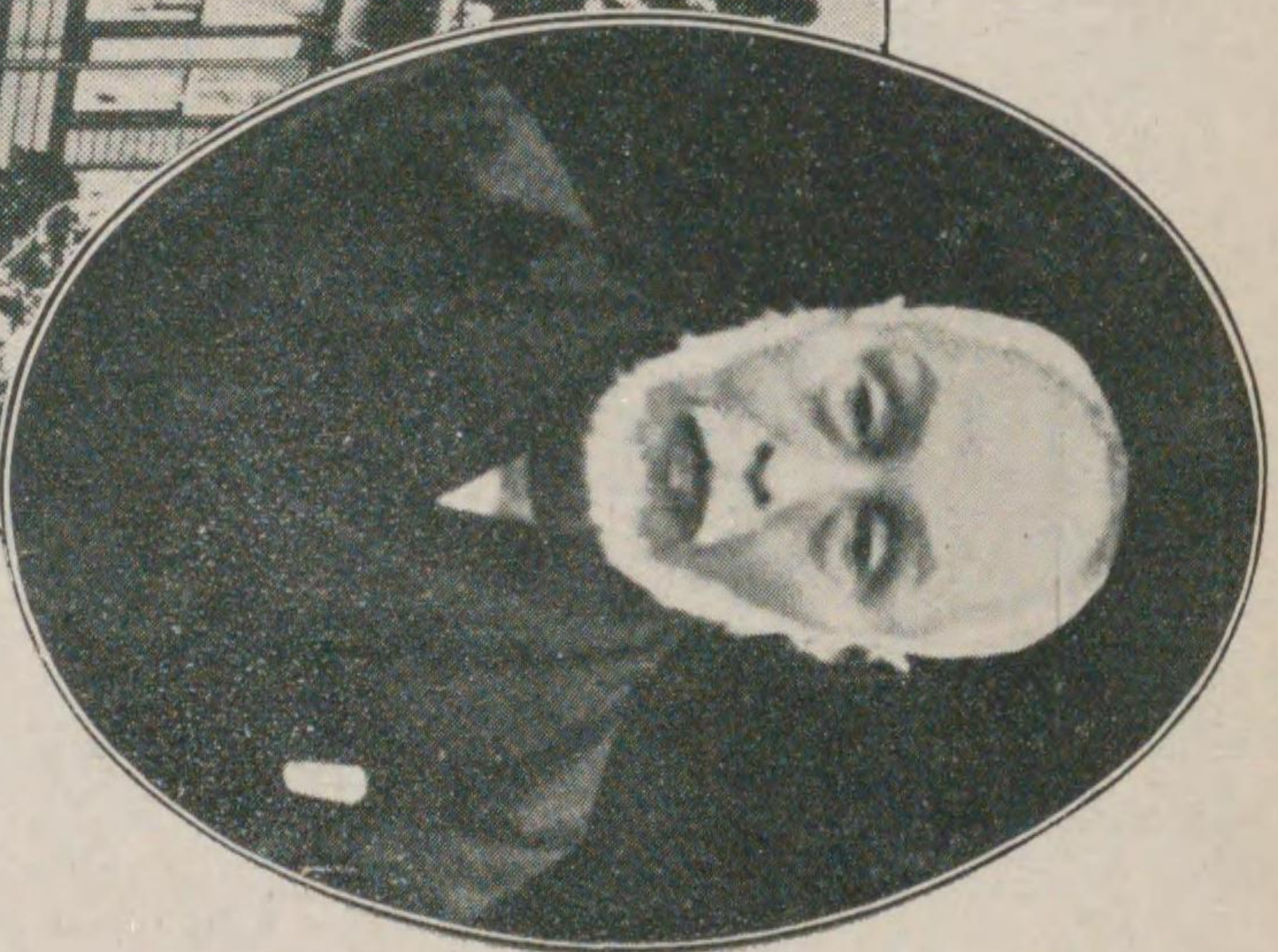
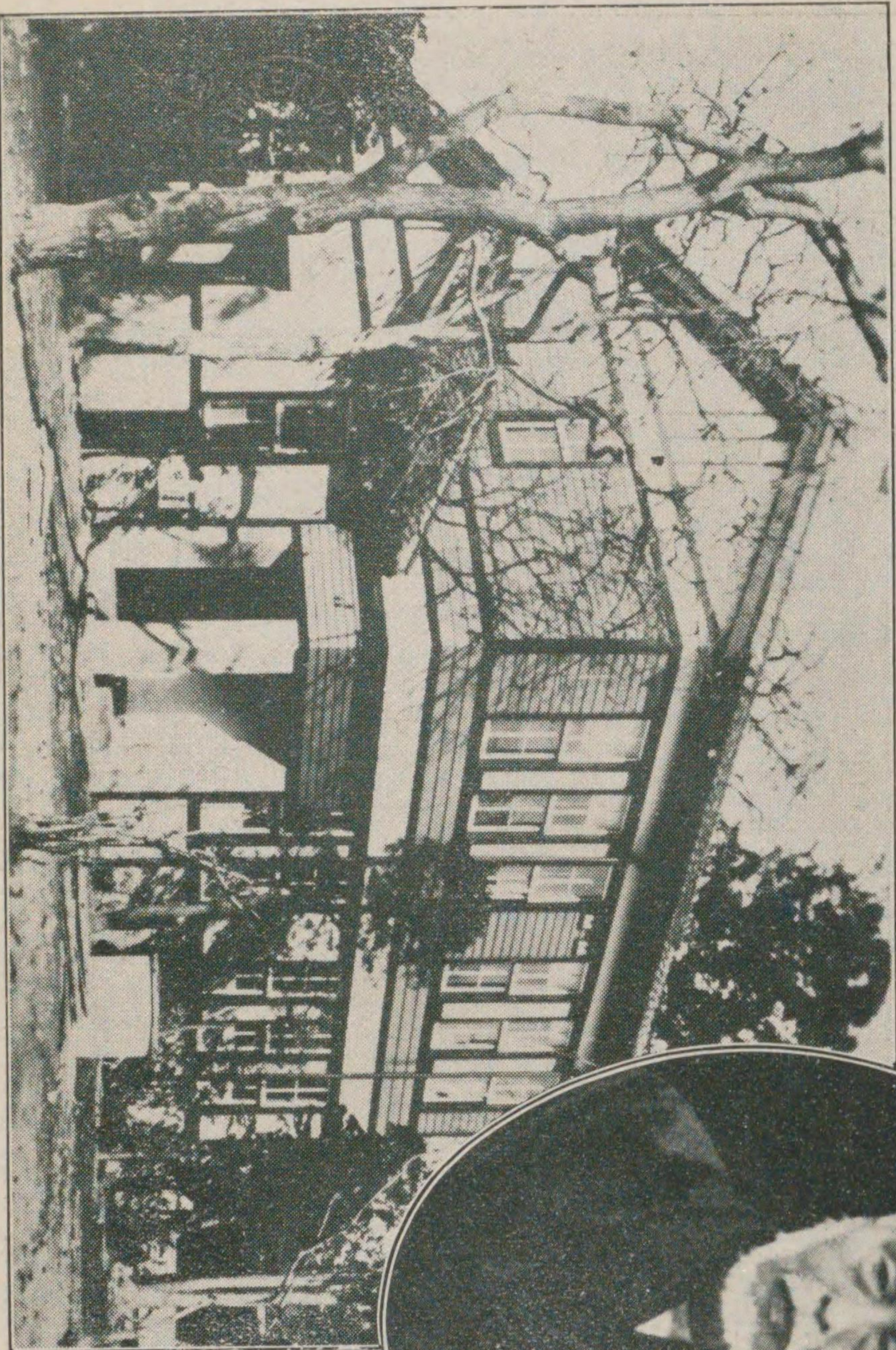
真 成 報 佛 恩

二 諦 成 滿

證 西 方 涅 槃

雖 化 寂 滅 煙

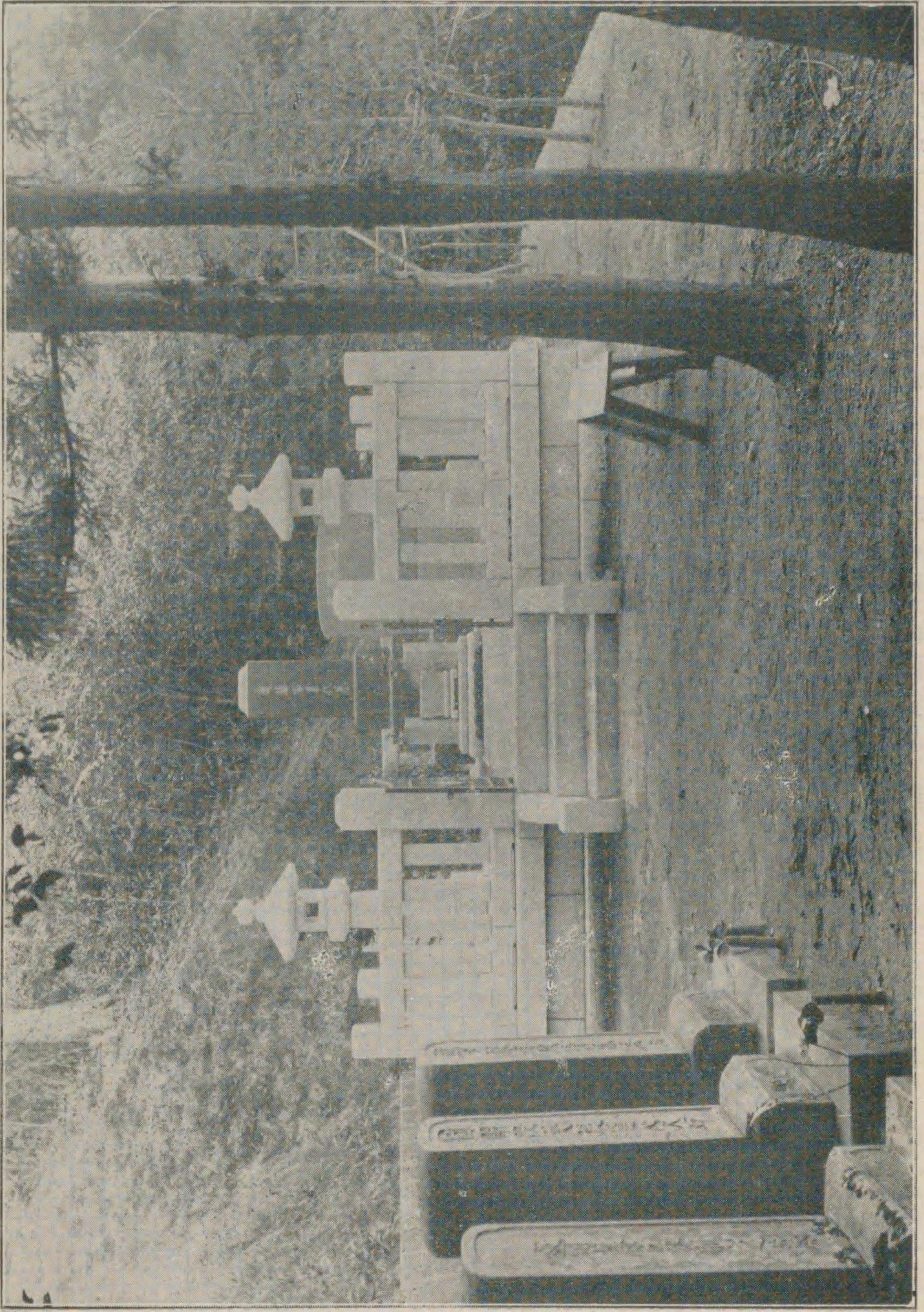
生 安 樂 國



七十一歲 (大正十三年)

(寫年五十五大)

財 團 法 人 齋 藤 報 恩 會 假 事 務 所
部 務 總 會 社 及 業 產 部 務 總 究 研 術 學



獲極長生

壽樂無窮

冀

於蓮華臺上

照見今葬筵

引接有緣道俗云爾

頌曰

何期今日至寶國

實是娑婆本師力

若非本師知識勸

彌陀淨土云何入

※

※

※

遺族

翁の室いよ刀自は仙臺藩士練生川清定の三女で三男三女を擧げた。長男養次郎君が家督を相續し、父翁の名を襲つて善右衛門と改め、齋藤株式會社社長、財團法人齋藤報恩會理事長、仙臺信託株式會社社長の職を繼ぎ、忠實に父君の

人
格
性
行



人格性行

風采

翁の風采は、郷士士族の家柄でしかも富有の家に生れた人として眞にふさはしいものであつた。身長は父の遺傳だらうが、人並すぐれて五尺五寸あつたが、痩せてゐて、體重が晩年には十二貫位に過ぎなかつた。顔は稍面長で輪郭正しく、色が淺黒い。前額が廣くて後頭部が發達してゐる。眼は澄んで鼻が高く、口は常に一文字に結ばれてゐる。壯年の時は髪を分け、口髭を生やして居たが、老年には髪は疎で短く、口髭は立てず、一見した所峻嚴で人の親しみ難い状態であつた。晩年になつて白い口髭と頬髯とを蓄へ、外出の

體格

容貌

時は道服を著、宗匠頭巾を被つて、脱俗瀟洒な風をしてゐた。殊に齋藤報恩會設立後は温和に見えたが、これは、同會の設立によつて多年の財産處理問題を解決して大安心を得た徵だと或人は觀察してゐる。

健 康

翁は元來强健な人ではない。それにも拘らず、克く七十二の高齡を保ち得たのは全く攝生の賚である。壯年の頃には、酒は晚餐に必ず小盞三四を傾けて微醺を楽しみ、烟草も喫み茶も嗜んが、明治三十年四十四歳の春の胃患以來醫師の注意に従つて酒烟草茶を廢し、飲食について嚴正に規律を守り、貝原益軒の養生訓を愛讀し、鎌倉圓覺寺の宗活師を聘して參禪し、或は催眠術を修め、深呼吸法や靜坐法を實

攝 生

聽 覺

行し、菜食主義に依る滋養食餌を取ることが怠らなかつた。要するに、翁の長壽はその質素な生活と飲食上の克己心との結果である。壯年の時から耳が少し遠かつたが、中老時代からそれが甚しくなり、晩年には餘程の高聲でなければ聞取れなかつた。

舉 止

起居動作は謹嚴で少しも焦躁の體なく、飲食沐浴起臥凡て秩序がある。寛いだ場合でも、胡坐をかいたり、横になつたり、肌をぬいだりする事は決してない。法話を聞く時の端然たる姿勢は、よく安田善次郎に似てゐたといふことである。この端正な態度は、一部の人をして翁を嚴霜の如く

起居動作

近づき難く思はしめ、甚しきは冷刻無情の人のやうに評せしめた原因であるが、それは外に對する時の態度で、家庭に於ては温情溢るるばかりで、奴婢に至るまで慈愛に浴し、兒孫はその肩に攀ち膝を繞つて愛撫を受け、和氣藹々、家人といへどもその怒つたのを見た事がなかつた。使用人にも常に温顔を以て接し、出張の場合などには慇懃にその勞を犒ひ、用件の復命は時刻の如何を問はず特に座を正しくして詳細に聴取したから、皆翁に使はれる事を楽しんでゐた。平素は寡言であるが、一たび口を開けば、明朗な音聲で流暢な辯舌を揮つた。最座談に長じ、得意な經濟談になると微に入り細を穿ち、娓娓として盡きなかつた。人に接するに邊幅を飾ることなく、對手の境遇によつて應接の態度を異にするやうなことをせず、一切平等無差別に取扱つた。

應對

勤勉

翁は勤勉の權化である。例へば執務の定刻には必ず事務所に出て帳簿を點檢して指揮命令することを一日でも怠つたことなく、日々受取る書信は逐一精讀し、特別の擔當者のある事件の外は細大となく自ら筆を執つて返信を認めて、毫も倦怠の色がない。家事に關する書類なども事件毎に一括して袋に入れ、表に件名や年月日を記して整頓しておく。かくの如く非凡な精力を以て事を處すること、壯年から老境に至るまで終始一貫して渝らなかつた。自ら勤勉である故に他人の怠惰を惡むことも甚しい。彼の育英貸費事業開始趣旨中に慈善を論じて、怠惰の者に慈惠を施す弊を力説したのなごは、よく翁の面目を表してゐる。黒澤講を起して人々に勤儉を勵行させたのも同じ精神から出たのである。

黒澤講

生活

衣食住

質素簡易といふことは翁の生活の有らゆる方面に顯れた特殊の事實である。平素は綿服を著け、前掛を締めて事務所で執務してゐる姿は、始めての人には、それが主人であると思分けかねさせた。晩年に、よくニッケル側の懐中時計を人に示して、「携帶品の粗末なのは旅行の際旅館に泊つた時も盗まれる憂がなくて、何時も安心である。物のために心を捉はれるのは恥づべきことである」と話した。食事は一汁一菜に甘んじ、客があつても特に珍味を供するといふやうなことはない。居宅は七代が天保十四年に改築した茅葺の家で、廣くはあるけれども、何の裝飾もなく、門牆等も昔のまままで、一大農家の觀を呈し、庭園も廣大なものでな

旅行

い。邸内の別莊清樂亭や無一庵も、我が山の材木を以て建てたので、其の名の意味の如く甚簡素で、専ら自然の風光を賞するのを旨としてある。世の富豪によくあるやうに書畫骨董を藏することなく、家具調度の華美を欲せず、まして妾を蓄へ花柳の巷に出入することときは、翁の念頭にも浮ばなかつたことである。かやうな簡素な生活は翁の大に誇とする所で、自ら無一と號し、法名も清樂と附いた。京阪の大都會に出では重に電車の便をかり、その便のない所は徒歩して人力車に乗らない。汽車は、長途の旅にはをりをり三等客となつて同室の人と雑談を交して旅情を慰め、同時に之によつて地方の情況を聞知り、視察上の便益を得ることに努めた。旅館に泊る時は、なるべく自ら用を辨じ、手を鳴して女中を喚ぶことは殆どなかつた。曾て大

阪の一流旅館中、島花屋に投宿したとき、服装の質素なため階下の狭苦しい室に通されたが、其の夜同地の日本銀行支店長が訪ねて来たので、翌朝遽に階上の上等室に移された珍談などもある。

趣味嗜好

翁は生涯利殖蓄財にのみ心身を勞して風流韻事などには全く交渉がないやうに見えるが、實際は種々の方面に相應の趣味を有つて居た。唯質素勤儉主義を嚴守し、物のために心を奪はれることを欲しなかつたから、或一事に没頭することがなかつたのである。

劍道
弓術

劍道は、少壯時代に仙臺藩指南役櫻田景輔に學び、維新後自宅に師を聘して子弟に學ばしめ、中年から弓術を嗜み、舊

讀書

藩の指南役であつた宇津井廣道を聘して研修し、妙境に達した。明治三十年大磯に靜養中、弓術を以て村田經芳少將と交り、相別れるに臨んで、記念の爲めに弓を交換した。將軍の弓には、其の詠歌を高崎正風男が揮毫し、それを川邊一朝が金蒔繪にしてあつた。

讀書は翁の最好む所で、一生を通じて閑あれば一日でも之を廢したことがない。一體翁は法律學を學ばないけれども法律を咀嚼し得る頭腦を有つてゐた。これは少壯の時、家事整理の上に必要もあつたらうが、よく新律綱領(刑法の前身)を讀んだためで、其の黄色な表紙が手垢で黒くなるほど幾度も讀んだと傳へられてゐる。その他中村正直の自由の理、福澤諭吉の西洋事情を始として、新刊書といへば、西洋英傑傳の類をも愛讀した。明治三十年十月から十七

益軒十訓

箇月福島の未決監に收禁された時のごとき、讀書を以て陰暗な獄裡生活を慰めてゐた。禪書などを差入れさせたが、殊に益軒十訓を精讀し、出獄後その會心の文を諳誦したほどである。益軒は翁の最崇敬した人で、徳川時代の儒者中教育家として此の人の右に出づる者はあるまいといひ、其の像を楣間に掲げ、山莊を清樂と名づけたのも之を十訓の中から取つたのである。攝生に就いても其の養生訓に教へられる所が多かつた。

謠 曲

謠曲が好きで、毎年陰曆正月には、師を聘して事務員の若者や附近の子弟に練習させた。

書畫骨董

書畫骨董は之を所藏するほど耽溺はしなかつたけれども、好んで觀賞し、東京京都へ出張の際は各種の展覽會を見逃がさなかつた。

自然觀賞

足跡を印した地方の名勝は悉く觀覽し、花の華麗よりも紅葉の靜寂を愛し、殊に山水の自然を好み、吉野の櫻は嵐山に劣り、箱根の紅葉は箕尾に優ると評し、又、山を望み水を眺めるのに、何の背景もない廣濶な地に直面すれば、却て心目を疲れさせるものであるから、例へば老杉古松を背景として其の梢間なごから隱見する景を展望すると一段の興趣がある。花を賞し月を觀るにも同じであると語つた。翁の自然觀賞の態度を推知すべきである。

道 歌

翁は晩年に歌を作つた。歿後に「無一庵道歌集」と題して印刷し、近親の人々に頒布された。歌數三百七首(内八首俳句體三句のもの)、これを二十一部に分類してある。古い道歌に倣つて試みたもののやうに思はれるが、和歌のやうに風流なものではなく、全然教訓や翁一流の哲學を俗語交り

に詠出したのである。翁が病の重くなつた時、自分は何も思残すことはない、精神は皆此の歌にあると言つたほどで財産や處世法に關する翁の思想の發表として、翁の人格を窺ふべき最貴重な材料である。(遺稿参照)

性格

翁の性格として最著しい點は理性の勝れてゐること、思慮の細密なこと及意志の強固なことであらう。

翁は何事にも道理を押立て、毫も感情に左右されず、純粹に理知を働かせることのできた人である。例へば、慈善の必要を主張し、その一端として育英事業を實施しながら、同時に、小作人及債務者に對しては監督を嚴にし、情實に拘つて假借あるべからざるを力説して之を實行し、慈善と營利

理性

との間に截然たる區劃を置いてある。營業上の取引に關しては、幾萬圓の顧客も十圓の債務者も同一態度で取扱ひ、親戚知人と其の以外の債務者とで寛嚴のあるやうなことはない。凡て取るべきものは必ず取る。裁判に訴へても取るから、地方の裁判所に齋藤關係の事件の絶えたことがなく、しかも毎に翁の勝利に歸した。かく義務の履行を人に責めると共に自ら履行を怠らない。曾て福島縣桑折の角田氏から金を借りる約束をして、期日より一箇月後れて借出したが、返濟の時は利息を一箇月分だけ加へたといふ。即ち翁は道理の前には自他無差別であつた。明治十年の西南戦争には、之を以て内國の小紛擾に過ぎぬとして軍資獻納の勧誘に應ぜず、十五年の朝鮮事變には國家の大軍として三千圓の獻金と從軍とを願出ようとし、二十七年

の日清戦役には又軍事公債應募の勧誘に對し、それは相當の利子を收める點で營利事業と同じであるから國家に奉ずる所以でないとして、之を拒絶し、金五千圓を恤兵部に寄附したなご、進退凡て理非の判斷から出てゐる。而して斯の如く勝れた理性の既に翁の青年時代に發達してゐたことは、明治八年關西に於て唱道した日本酒改良及海外輸出論の論旨の整然たること纔に二十二歳の青年の言として卓拔であること、九年から十一年まで訴訟事件の續出した際に自ら戦線に立つて老獪な對手と闘ひ盡く勝利を護た事實がこれを説明してゐる。

思 慮

翁の生涯に於ける目ざましい活動は理性の産んだ所であると同時に細密な思慮の結果であつた。翁の事業は、著手までには多少の時日を要するけれども、一旦著手すれば

觀察研究

決して失敗することのないのはこれがためである。育英事業の開始にも、山口店の買収、其の他種々の投資事業にも、圖書館建築費の寄附にも、報恩會の創立にも、幾度も考慮を重ね、關係事項を巨細に調査し、時には己れを虚しくして専門家の意見を聽き、前途の確實な見込が立つに至つて自身の態度を決した。而してこの考慮の際に大に参考になるのは平素不斷の觀察研究であつた。翁は物を人に問ふことを好み、しかも之を徹底的に了解しなければ止まない。汽車の旅に同室の人と話を交へて地方の状況を聞いたことは前に記したが、都會の街を歩くのにも必ず兩側の店舗に注目し、或は店頭に立止つて物品の品質價格を取調べ、食物の如きは先づ自ら食ひ試みて買ふことすらあつた。或年京都滯留中三條大橋の畔を逍遙したとき、川岸に休息し

てゐた大原女の擔つてゐる柴を、買ふ考もなしに、その産出から價格まで詳しく訊ねたので、女は柴を買はれるものと思つて四條木屋町の旅宿まで隨いて來て困らせられた事や、名古屋では鳴海絞の商人を室に喚入れ、數十反を仔細に品評して終に一反も買はないので、商人から深更まで掛合を受けた事などが、翁の穿鑿好きから起つた失策話として傳へられてゐる。

翁は又一度決心したことは之を遂行せずにはおかない極めて強固な意志を有つてゐた。箱清水前山國有林下戻などは、二十三年間調査を重ね、手續を繰返して成功したのである。道理と信じたことは決して翻さない。他の毀譽褒貶に動かされず、虚飾を嫌ひ表裏を設けず、權勢に屈せず虚勢を張らず、正々堂々所信に向つて驀進する。而して一

度も不正をなして人を困しめたことがないと自ら信じもし、公言もしてゐた。明治十五六年の頃宮城縣が石巻別街道修築の大工事を起し、遠田桃生兩郡の境なる烏谷坂の峻坂を掘鑿するに就いて、松平知事(正直)は、新道路が翁の邸宅の門前を通る便利ある趣を以て寄附金の勧誘をした時、翁は新道路が特に桃生郡に利する所はないとて寄附を拒絶し、土木課長早川智寛と對抗して相降らなかつたなどは、地方長官を見ること昔の國主と同じくするのが一般であつた時代に於て、實に異彩を放つ態度であり、又翁の意志の人であることを語るものである。福島監獄に收禁された時、毫も周章の態の無かつたのは、自ら信ずる所があつたからで、十七箇月の獄裡生活も翁の病餘の身を犯すことができなかつたのも、強固な意志のためである。而して各方面に

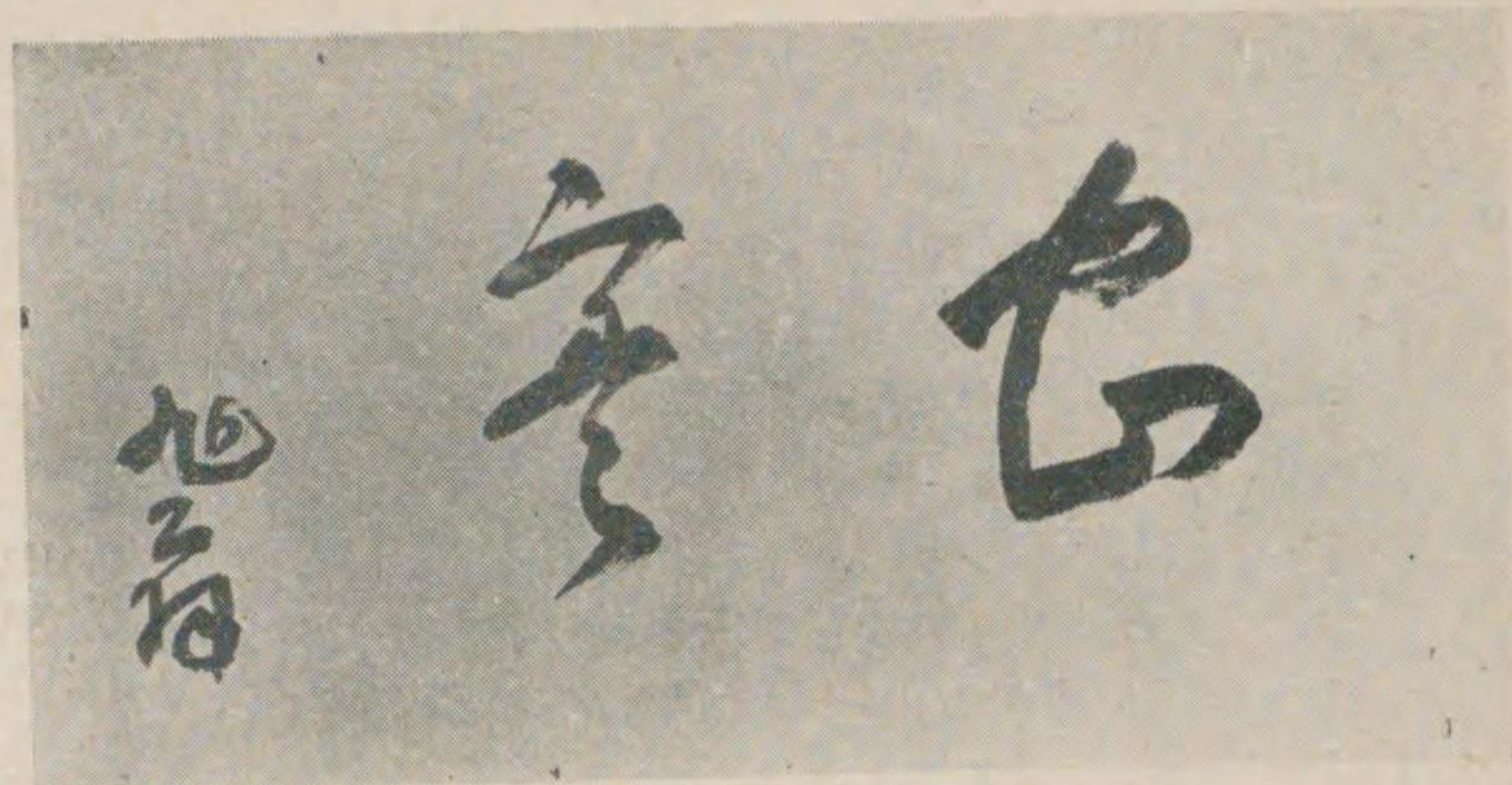
顯れた翁の意志的行爲は、動もすれば世人をして翁を剛情強欲の人と思はしめた。

殖財の動機

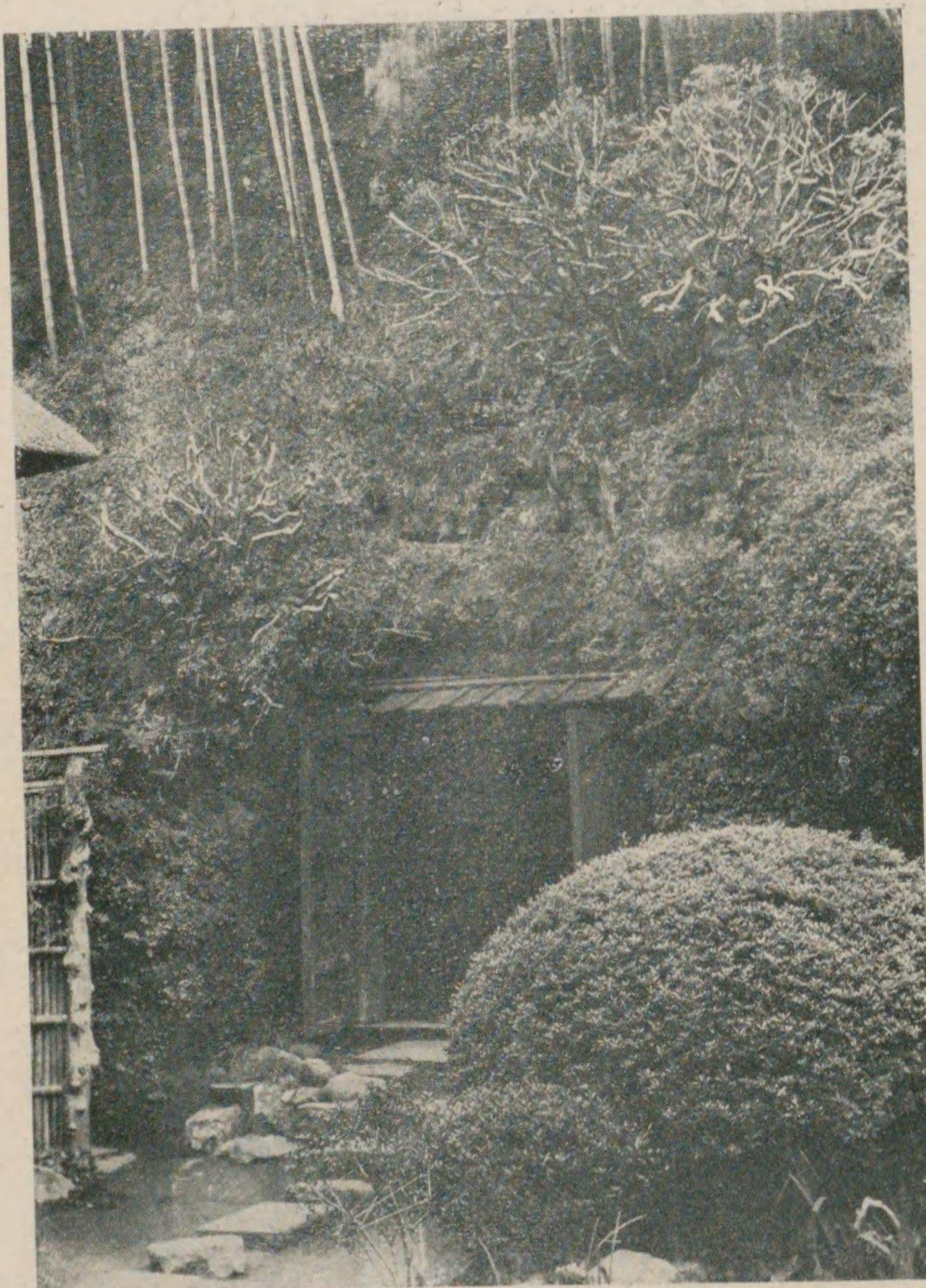
翁が祖先傳來の家業を廢し、一度燃え立つた政治上の野心を抑へて、専ら金が金を産む貸付業に精力を集注したのは、勿論大に資産を増殖して天下の富豪にならうためであつた。然らば天下の富豪たらむ志を激勵したものは何であらうか。

旭山

翁の居宅の背に續いて西南十餘町の所に旭山といふ高さ百七十三メートル餘の山があつて附近の群山に傑出し、山容亦甚秀麗である。翁はこの山を愛賞し、老後自ら旭翁と號したほごである。壯年の時思へらく、名山秀靈の氣の



筆蹟
(ノモルタへ與ニ助宗澤中ノ續勤年三十五)



寶泉窟

(昭和二年寫)